

第2次命を守る高崎市行動計画

(案)

令和6年(2024年)度～令和10年(2028年)度

高崎市

目 次

I	計画策定・見直しの趣旨等	
I-1	計画策定・見直しの趣旨	1
I-2	計画の位置付け	3
I-3	計画の期間	4
II	高崎市における自殺の現状	
II-1	自殺関連統計	5
II-2	地域自殺実態プロファイルからみた特徴	13
III	これまでの取り組み	
III-1	基本施策別の取り組み	16
III-2	重点施策別の取り組み	17
IV	計画の基本的な考え方	
IV-1	基本理念	19
IV-2	基本方針	19
IV-3	施策の体系	20
IV-4	基本施策	21
IV-5	「生きる支援」に関連する事業・施策	22
IV-6	重点施策	23
V	いのち支える自殺対策の取り組み	25
VI	自殺対策の推進体制等	
VI-1	高崎市自殺対策庁内連絡会議	37
VI-2	高崎地域自殺対策ネットワーク会議	38
VII	参考資料	
VII-1	自殺対策基本法	39
VII-2	自殺総合対策大綱（概要版）	45

I 計画策定・見直しの趣旨等

I-1 計画策定・見直しの趣旨

平成18年に施行された「自殺対策基本法」により、かつて「個人の問題」と認識されがちであった自殺について、広く「社会全体の問題である」と認識されるようになり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、国を挙げた総合的な自殺対策の取り組みが行われてきました。また、平成28年にこの法律が改正されたことに伴い、すべての都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定することになり、高崎市では、平成31年に「命を守る高崎市行動計画」を策定しました。

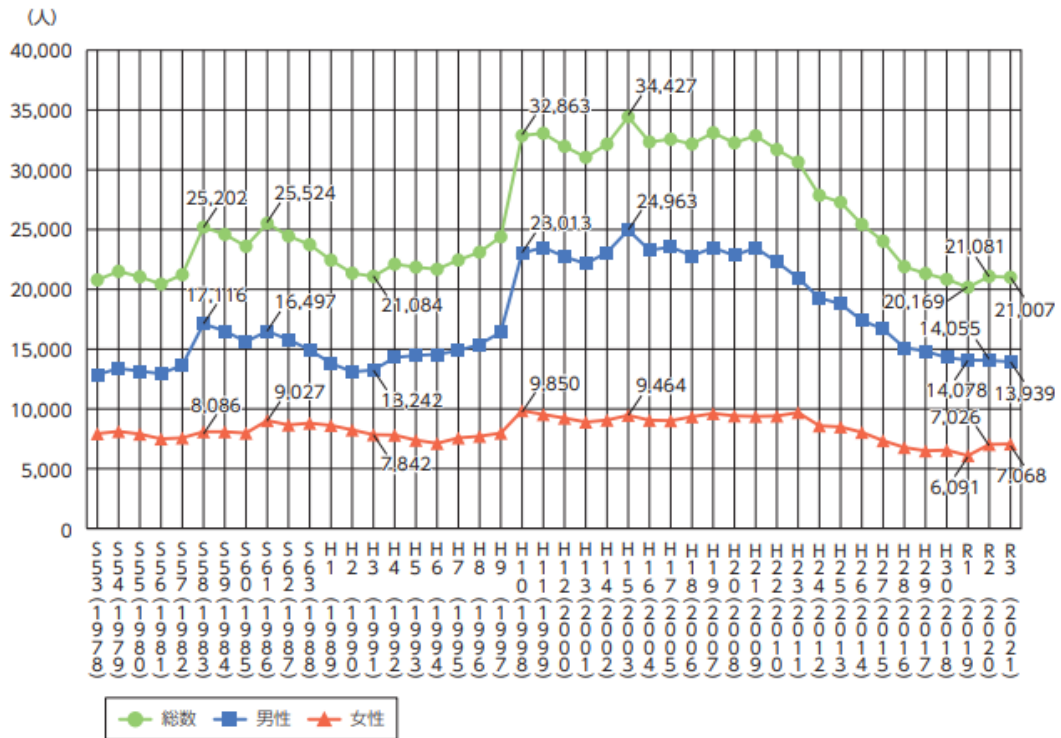
法律の施行後、平成10年から高止まり状態が続いていた全国の自殺者数は、図1のとおり、平成22年から減少傾向を示し、平成24年には3万人を切りました。その後、減少傾向が続いていましたが、令和元年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、令和2年は、11年ぶりに前年を上回りました。特に女性の自殺者数が増加し、小中高生の自殺者数は過去最多の水準となるなど、依然として深刻な状況が続いています。政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が、令和4年10月に見直され、新たな取り組みとして「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」が盛り込まれました。

高崎市の自殺者数は、平成27年以降、減少傾向にありましたが、コロナ禍の令和元年と令和3年は前年を上回る状況となり、年間約70人前後の方が自殺により亡くなっています。

自殺は、その多くが追いまれた末の死であり、背景には、こころの問題だけでなく、過労、多重債務、子育ての不安や介護疲れ、いじめや社会的孤立など、図2のとおり、様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスクとなる要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、総合的に推進することが求められています。

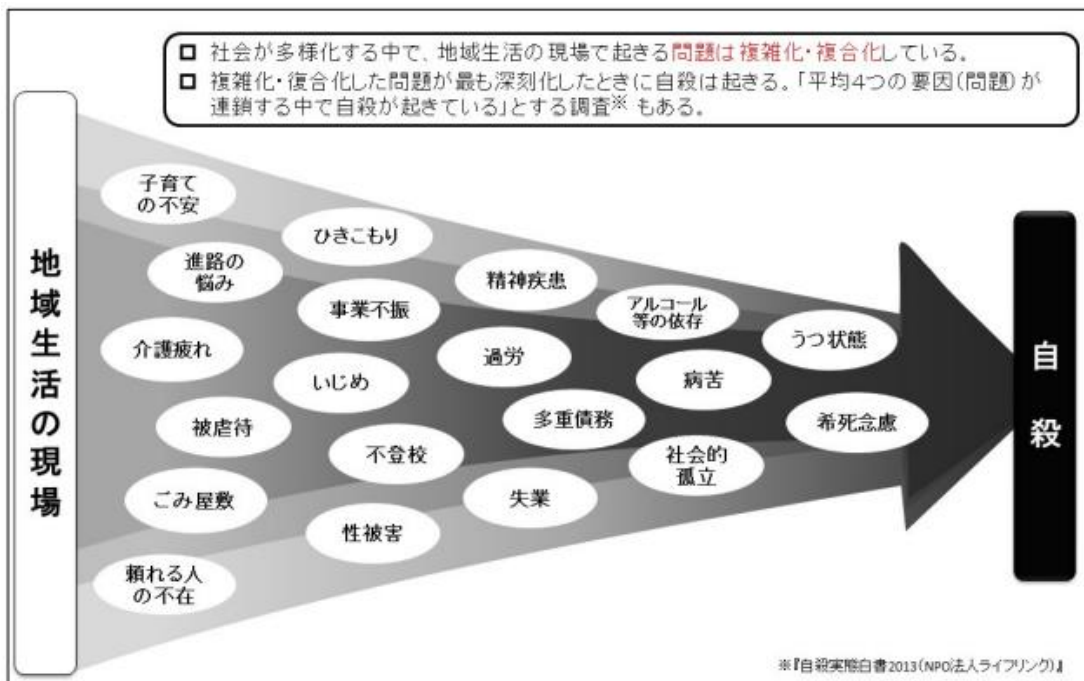
このたび、計画期間が満了したことを受け、高崎市の実態や「自殺総合対策大綱」で国が示した基本方針を踏まえ、「第2次命を守る高崎市行動計画」を策定しました。保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と連携・協力を強化し、より効果的に総合的な自殺対策を推進するため、全庁をあげて取り組みを推進していきます。

第1-1図 自殺者数の推移（自殺統計）



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

図1：日本の自殺者数の推移（自殺統計）令和4年版「自殺対策白書」第1-1図より抜粋（警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成）



※『自殺実態白書2013(NPO)法人ライフリンク』

図2：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）

「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引き」図1 自殺の危機要因イメージ図より抜粋（令和5年6月厚生労働省作成）

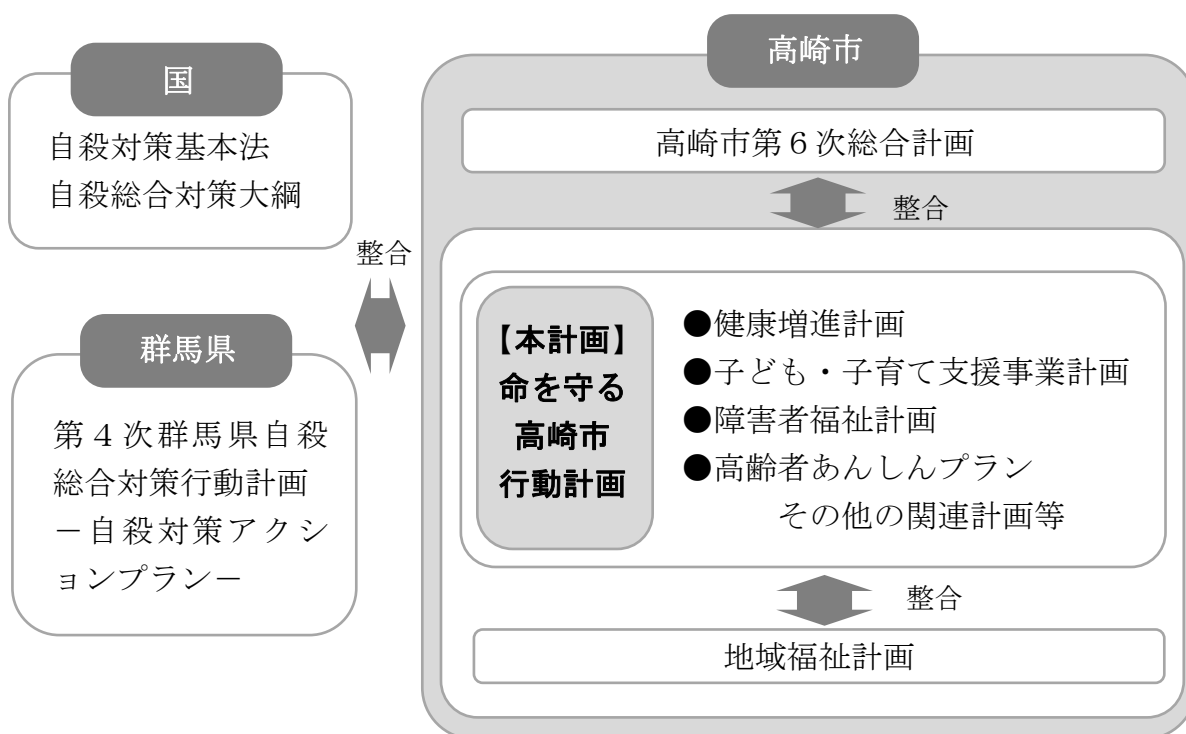
I-2 計画の位置付け

本計画は、「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、同法の基本理念や、「自殺総合対策大綱」の基本認識・基本方針を踏まえ、総合的な自殺対策の推進を図るために策定するものです。

高崎市の上位計画である「高崎市第6次総合計画」や保健・福祉分野等の各種計画との整合性を持たせ、推進していきます。

自殺対策基本法 第13条第2項

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。



I-3 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5か年計画とします。

社会情勢の著しい変化及び施策の効果に対する評価を踏まえ、計画の進捗状況等から見直しが必要と判断される場合には、適宜計画の見直しを行います。

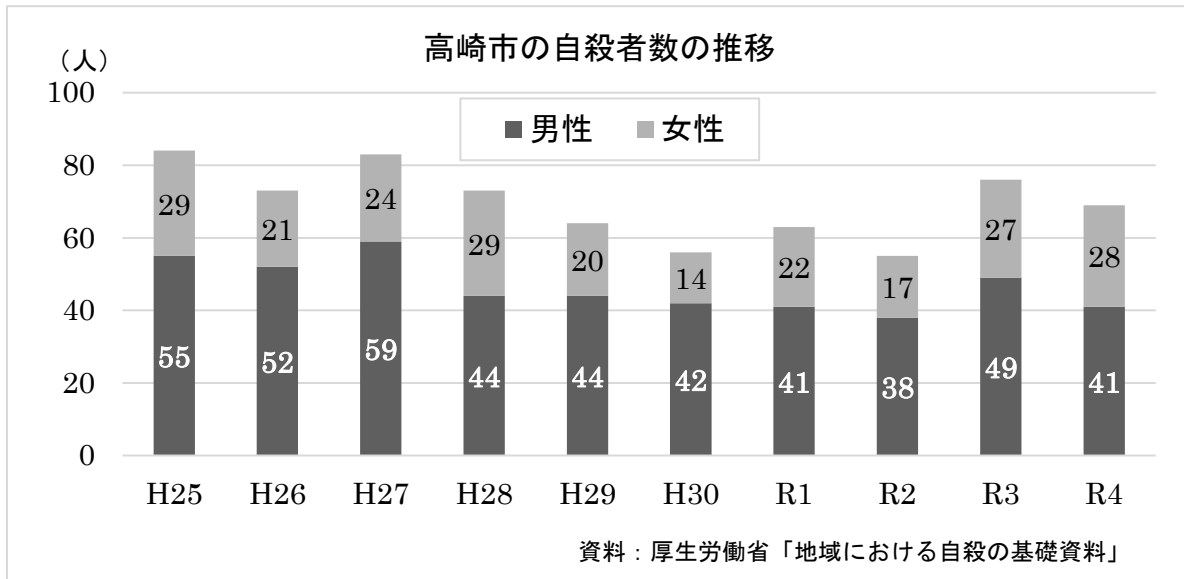
	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年
総合計画	第6次計画							
地域福祉計画	第3次計画			第4次計画				
命を守る高崎市 行動計画	第1次計画			【本計画】第2次計画				
健康増進計画	第2次計画			第3次計画				
子ども・子育て 支援事業計画	第2期計画				第3期計画			
障害者福祉計画	第6次計画						第7次計画	
高齢者あんしん プラン	第8期計画			第9期計画			第10期計画	

Ⅱ 高崎市における自殺の現状

Ⅱ-1 自殺関連統計

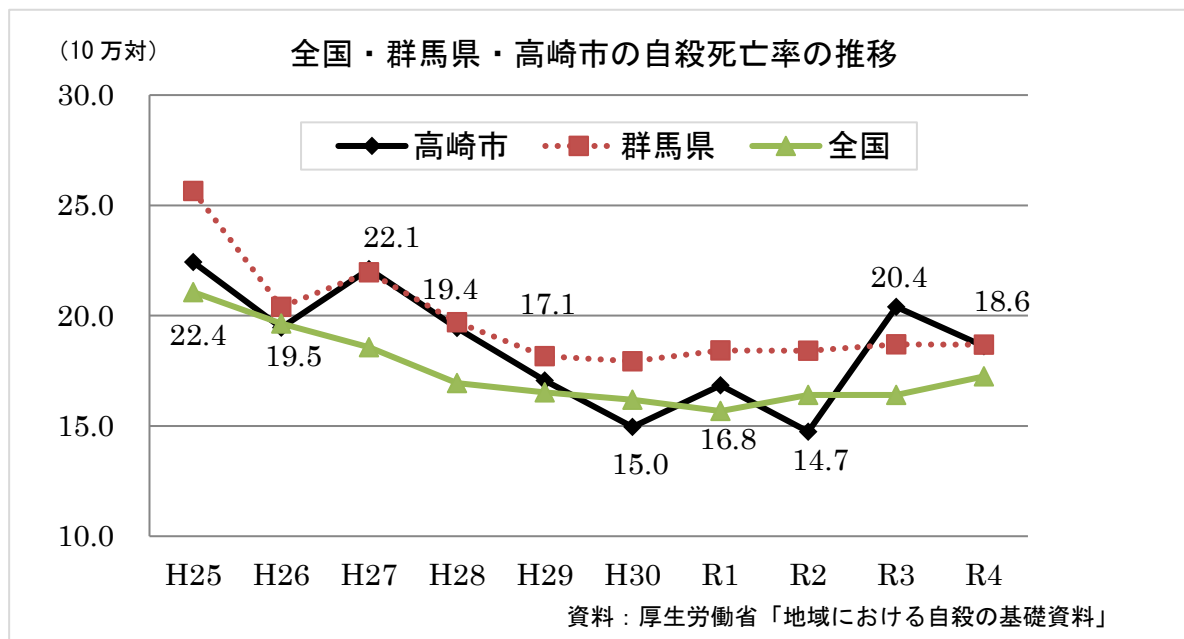
(1) 高崎市の自殺者数の推移

平成30年まで4年連続減少となっていましたでしたが、令和元年以降は増減を繰り返しています。男女比については、女性の自殺者数が増加傾向にあり、令和4年は男女比が3対2となっています。



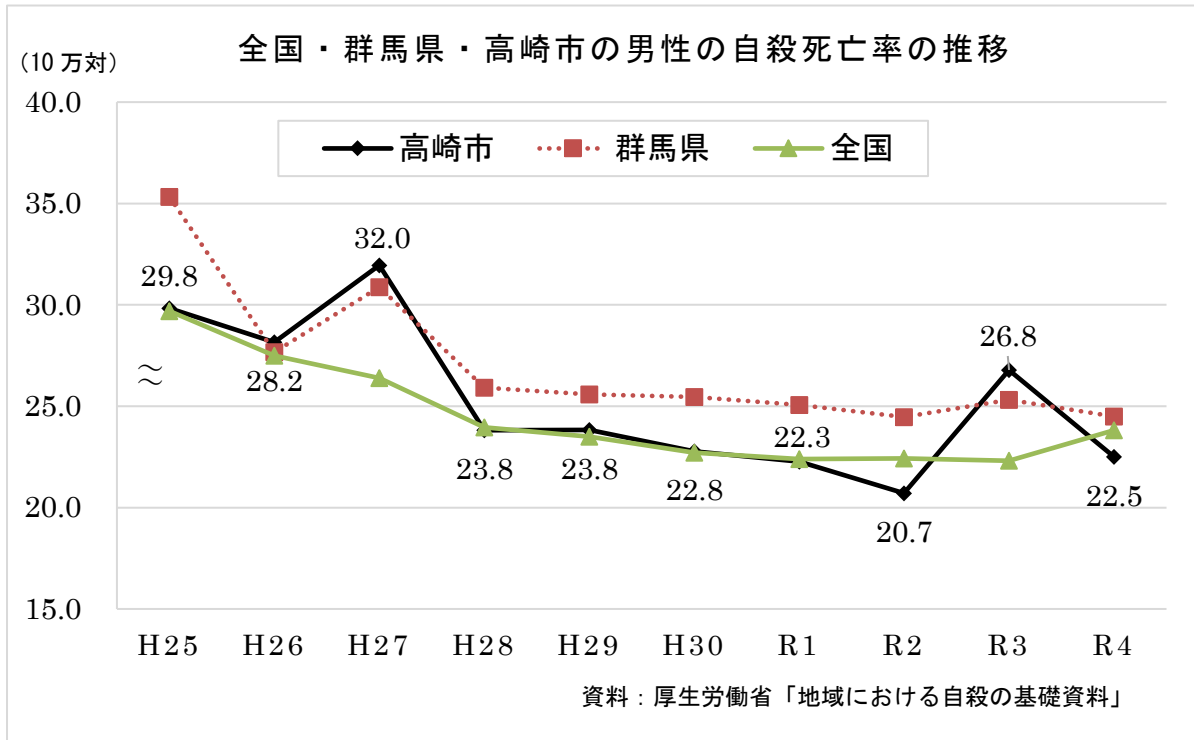
(2) 自殺死亡率の推移

自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数を表した数値です。群馬県は全国よりも高い傾向が続いています。高崎市は、令和2年から令和3年にかけて上昇しましたが、令和4年に低下し、群馬県と同程度となっています。

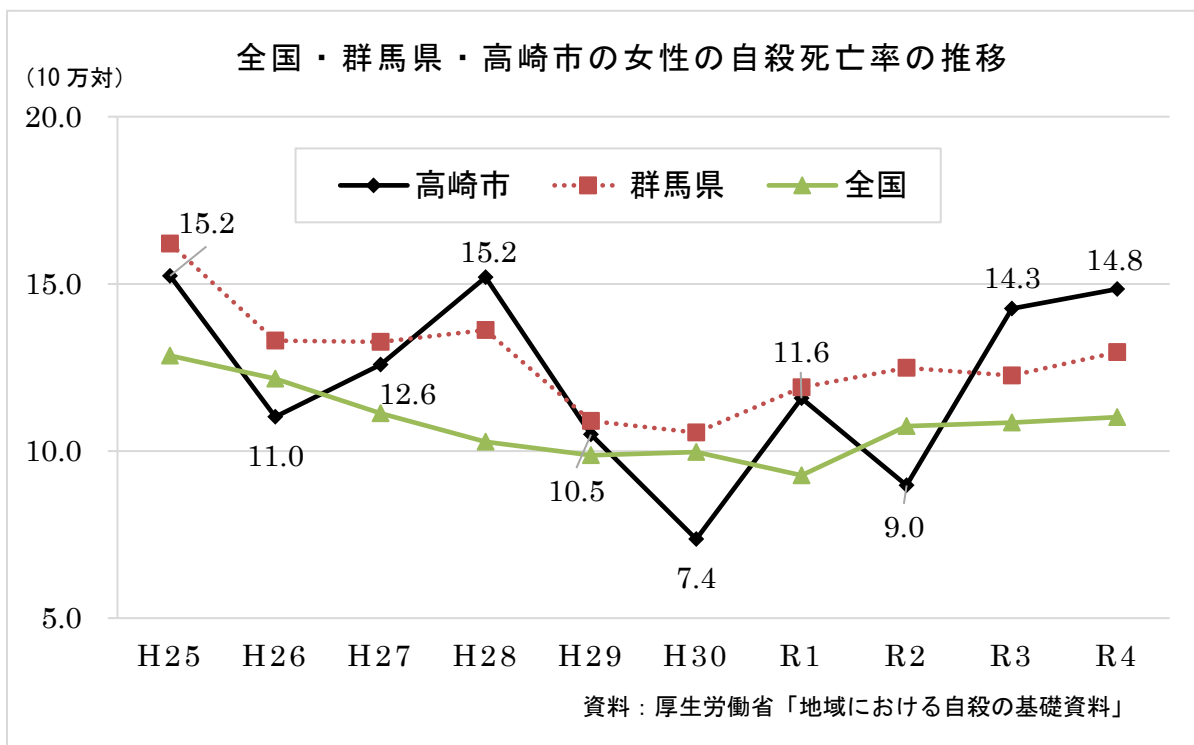


(3) 性別の自殺死亡率の推移

高崎市の男性の自殺死亡率は、令和3年に全国・群馬県よりも高い値となりましたが、令和4年は22.5に低下し、全国や群馬県より低い値となっています。

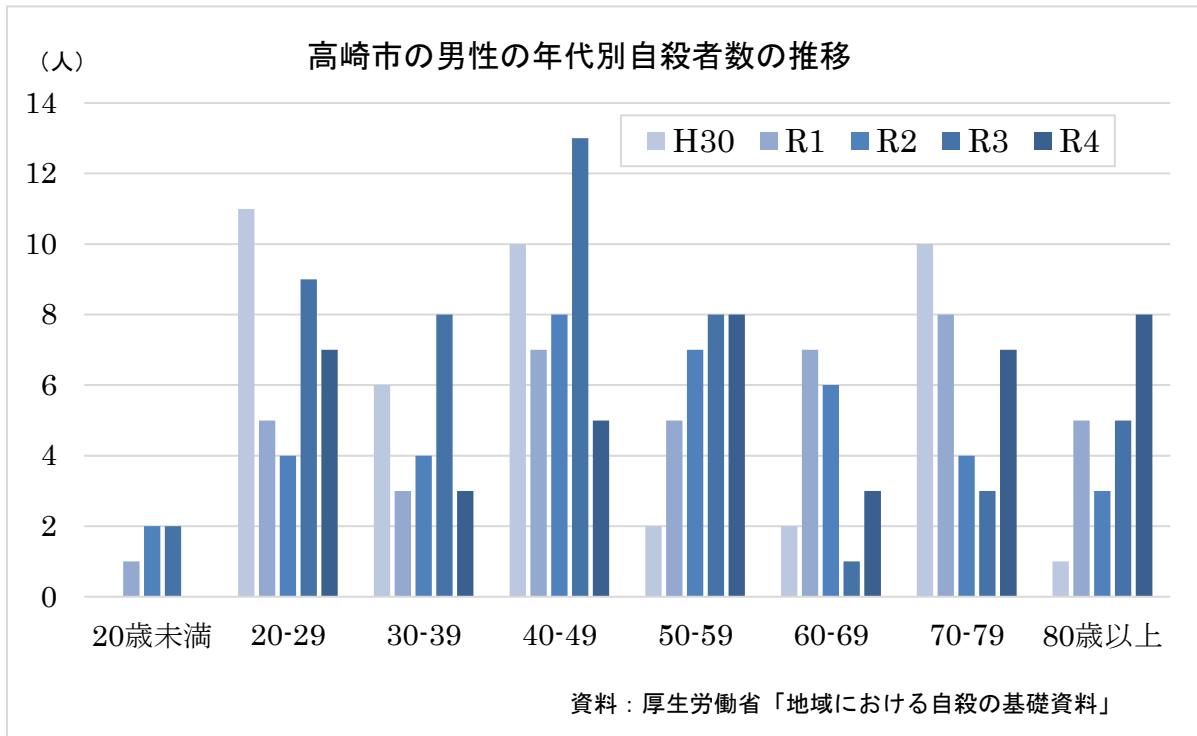


高崎市の女性の自殺死亡率は、令和3年から上昇傾向にあり、令和4年は14.8でした。2年連続で全国・群馬県より高い値となっています。

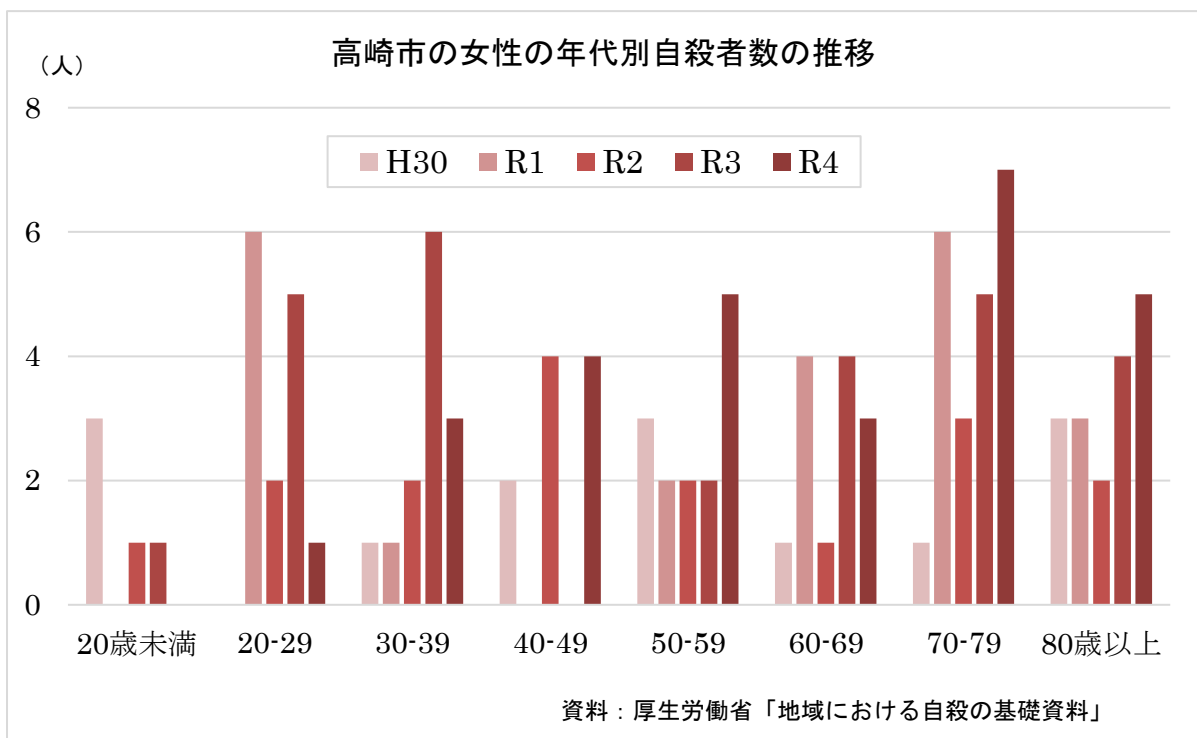


(4) 高崎市の性別の年代別自殺者数の推移

男性の自殺者数は、令和3年から令和4年にかけて20歳代～40歳代で減少し、50歳代は横ばいとなりました。一方、60歳以上は前年より増加し、80歳以上は2年連続で増加しています。

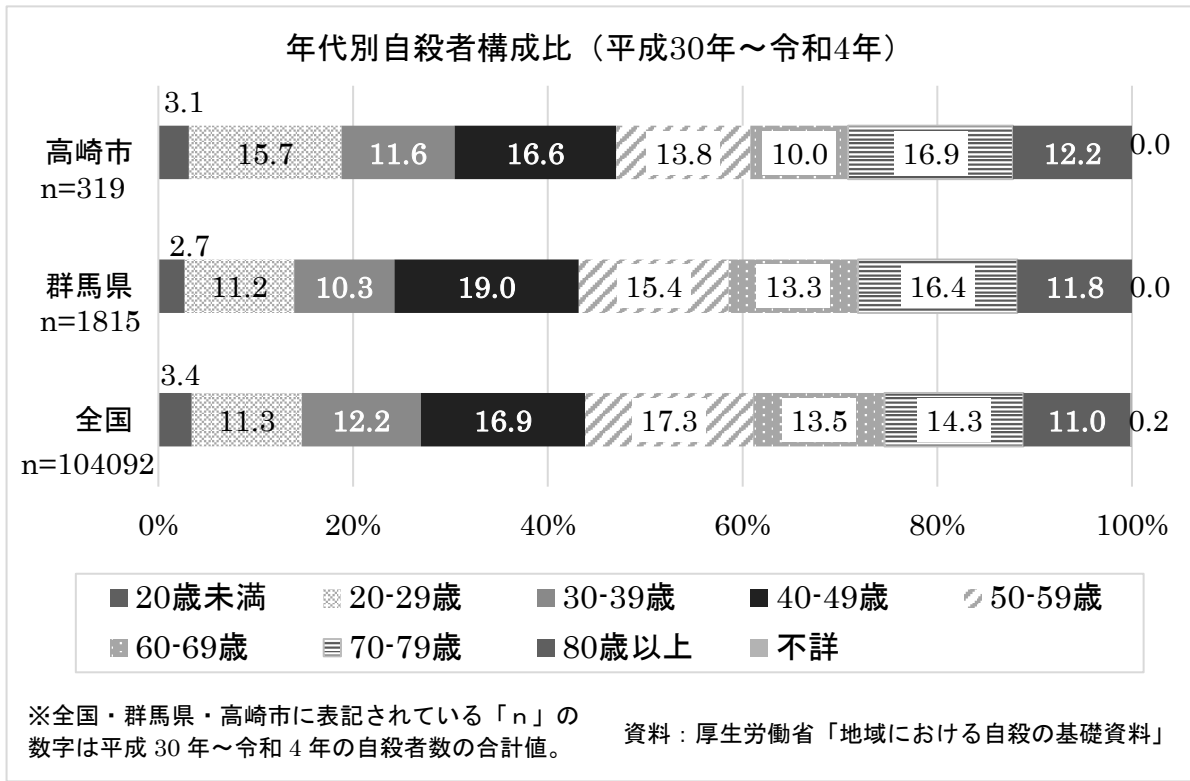


女性の自殺者数は、令和3年から令和4年にかけて20歳未満～30歳代、60歳代で減少しました。一方、40歳代、50歳代、70歳代、80歳以上で増加しています。



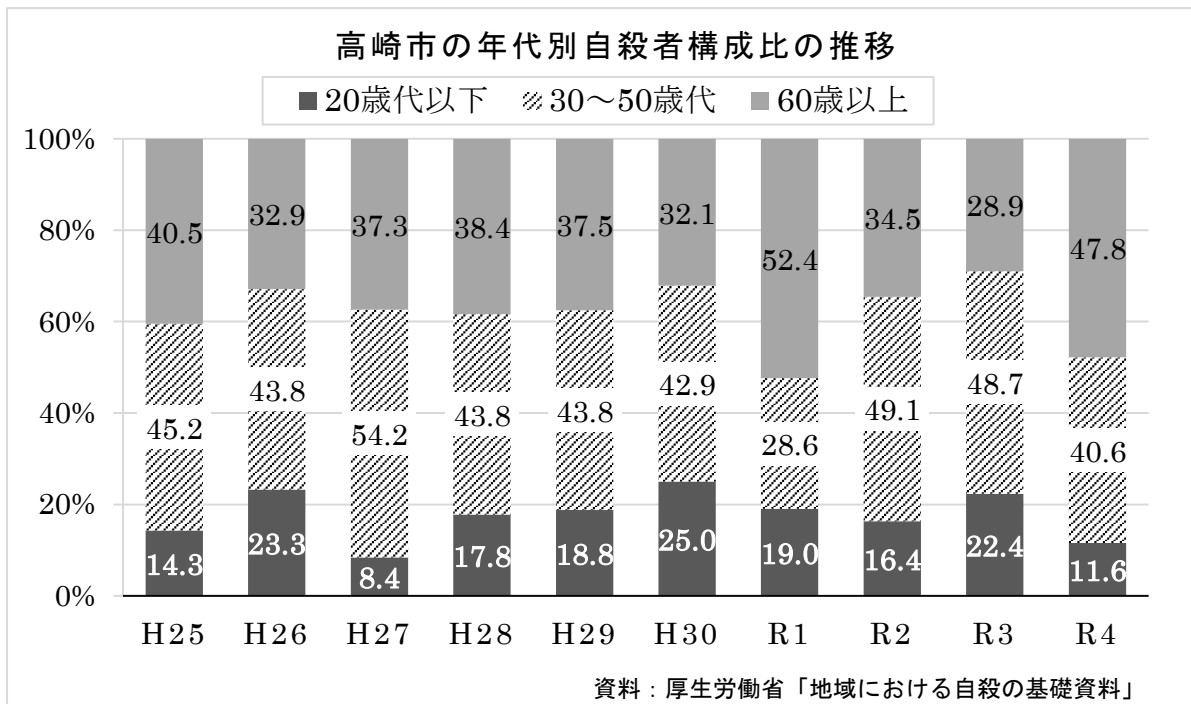
(5) 年代別自殺者構成比

高崎市は、全国・群馬県と比べて20歳代の割合が高く、50歳代、60歳代の割合が低くなっていますが、その他はほぼ同様の割合になっています。



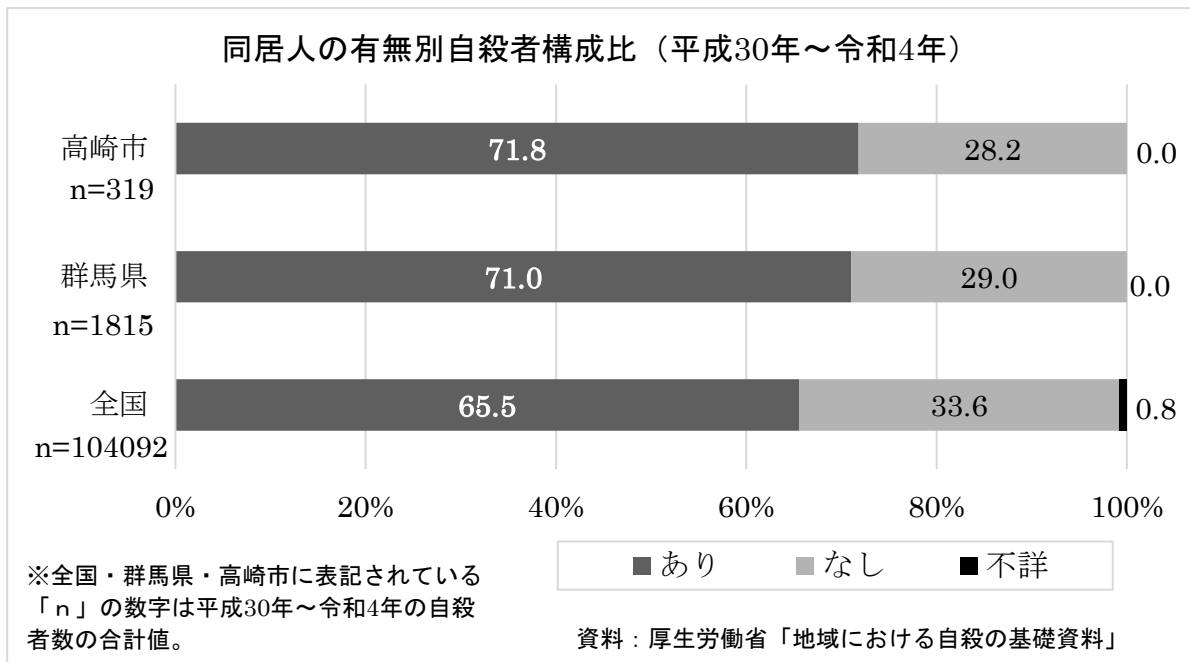
(6) 高崎市の年代別自殺者構成比の推移

高崎市は、平成30年までは20歳代以下の割合が増加傾向にありましたが、令和4年は、11.6%でした。一方、60歳以上の割合が増加し、47.8%となっています。



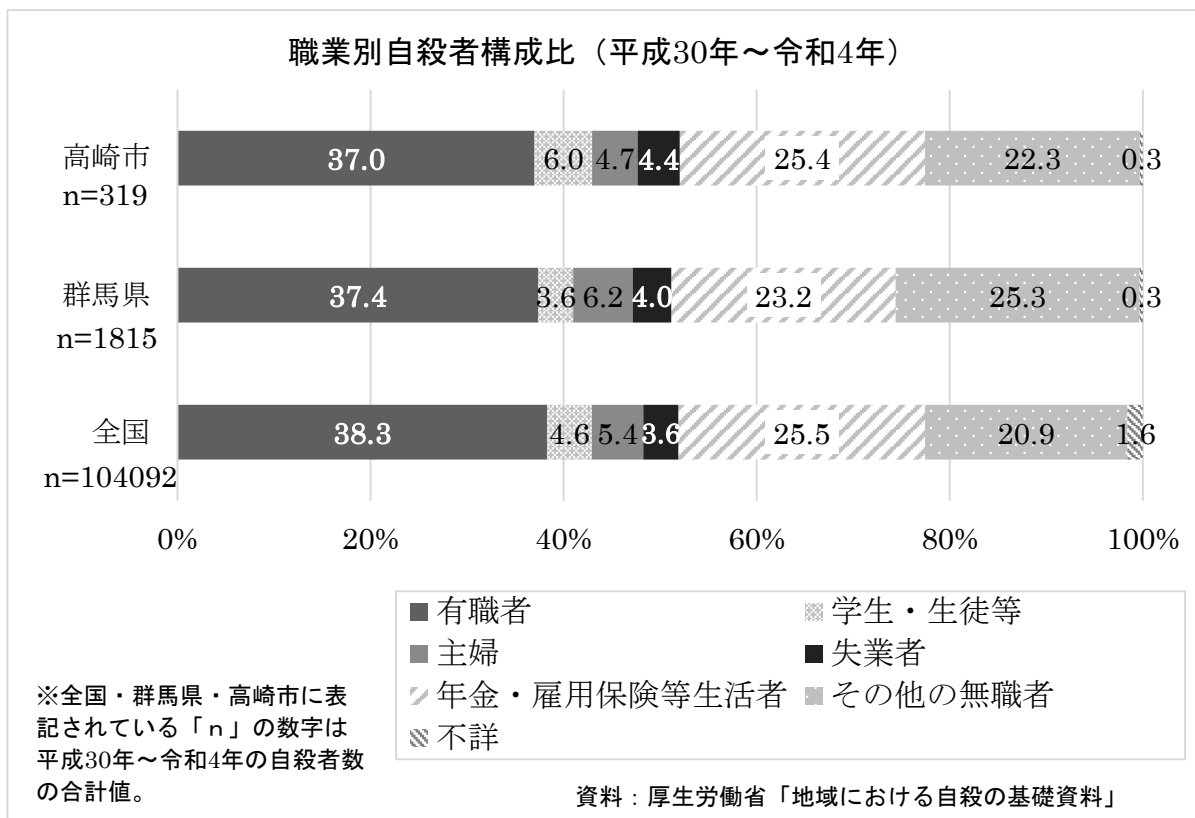
(7) 同居人の有無別自殺者構成比

高崎市は、全国・群馬県と比べて同居人がいる人の割合が高くなっています。



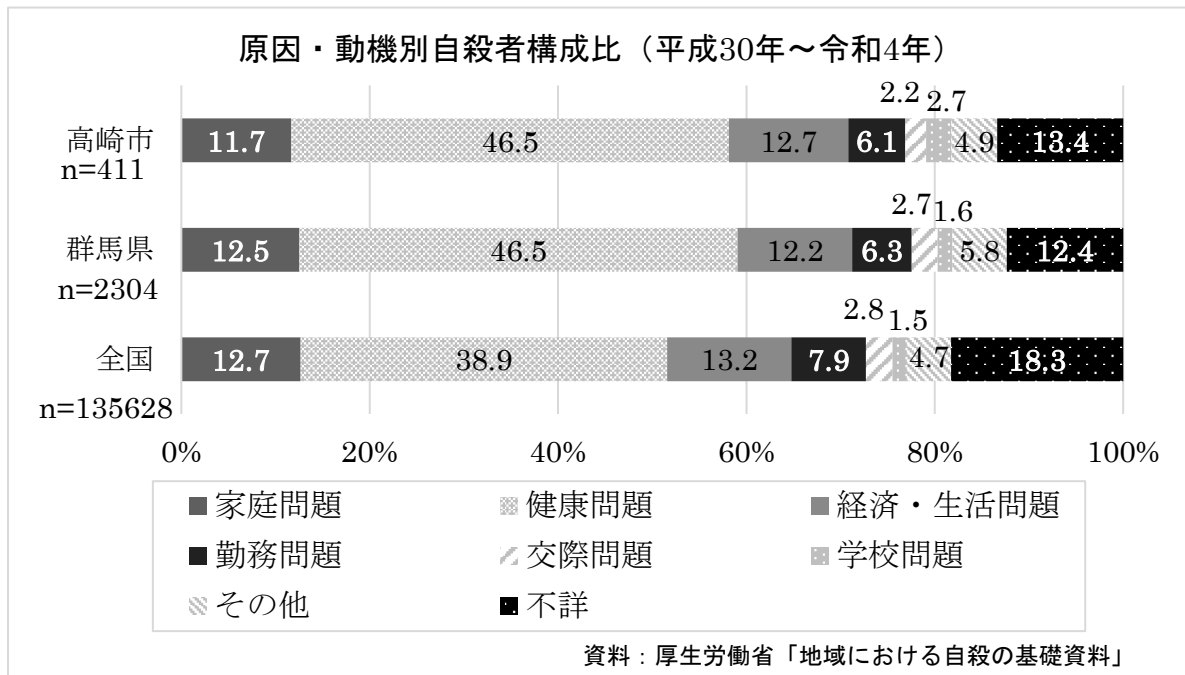
(8) 職業別自殺者構成比

高崎市は、「有職者」、「年金・雇用保険等生活者」、「その他の無職者」、の順に割合が高くなっています。全国・群馬県に比べ「学生・生徒等」の割合が6.0%と高く、「主婦」は低くなっています。



(9) 原因・動機別自殺者構成比

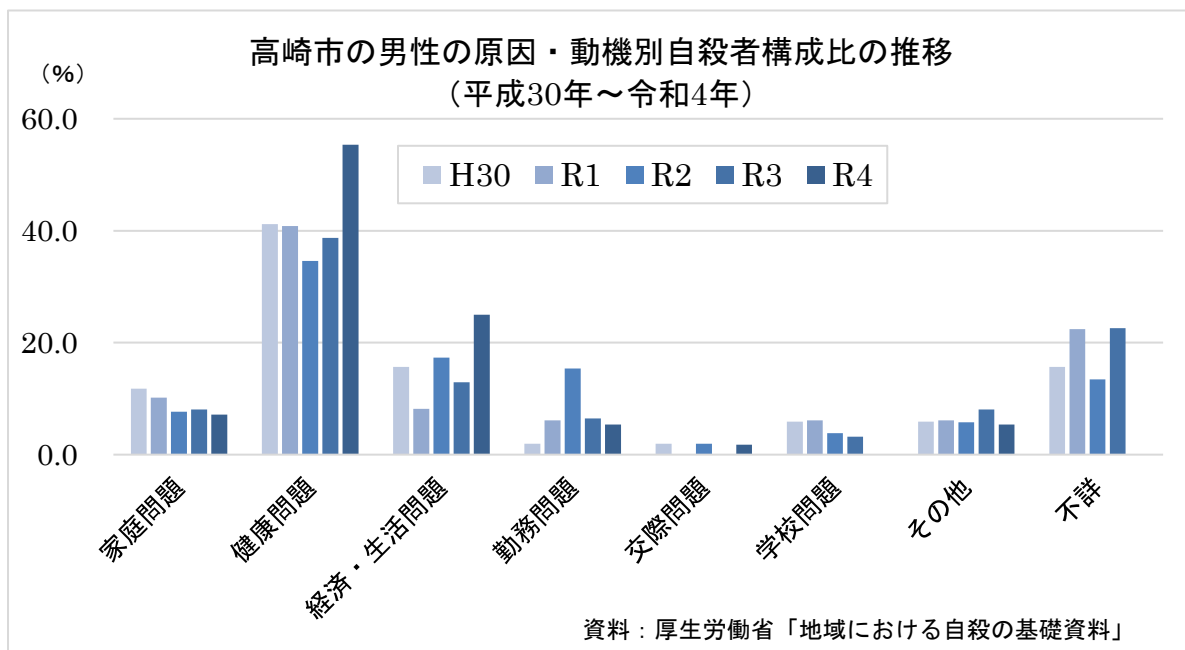
自殺者を原因・動機別に見ると、「健康問題」の割合が最も高く、次いで「経済・生活問題」が高くなっています。



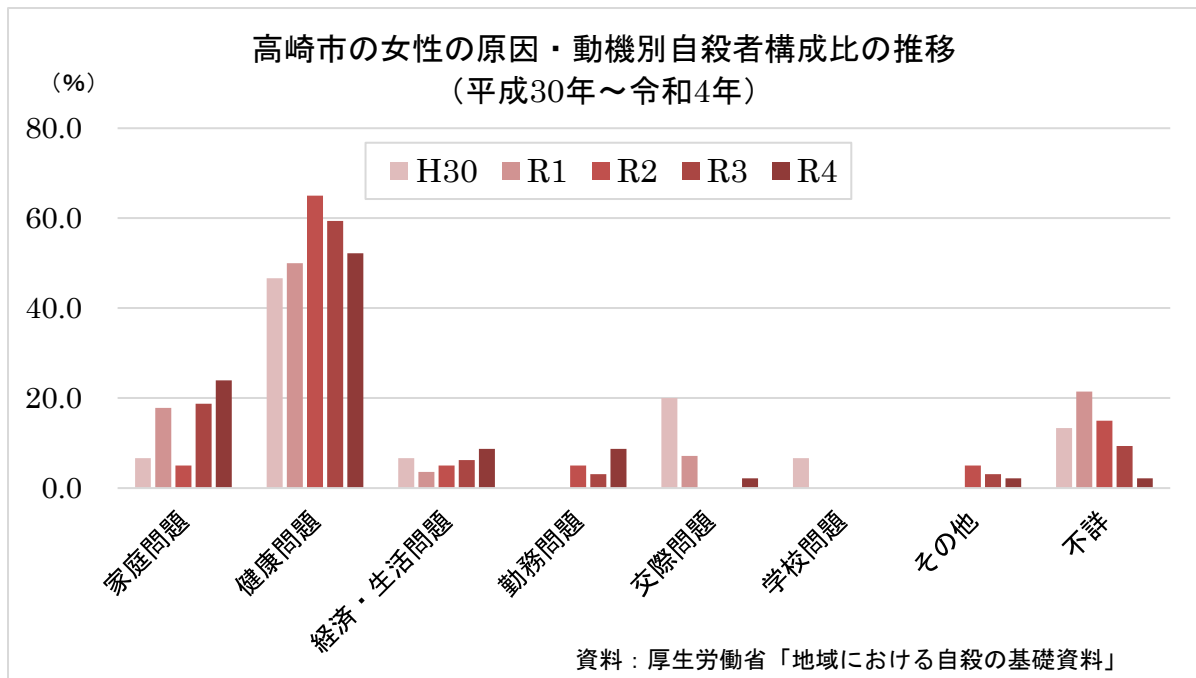
※上記グラフにおける全国・群馬県・高崎市に表記されている「n」は平成30年～令和4年までの自殺者の原因・動機数（複数分類あり）の合計値を示す。
原因・動機別の第1位は健康問題となっているが、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていることに留意。

(10) 高崎市の性別の原因・動機別自殺者構成比

高崎市の男性は、令和4年は、「健康問題」と「経済・生活問題」の割合が高く、「健康問題」は2年連続で増加しています。

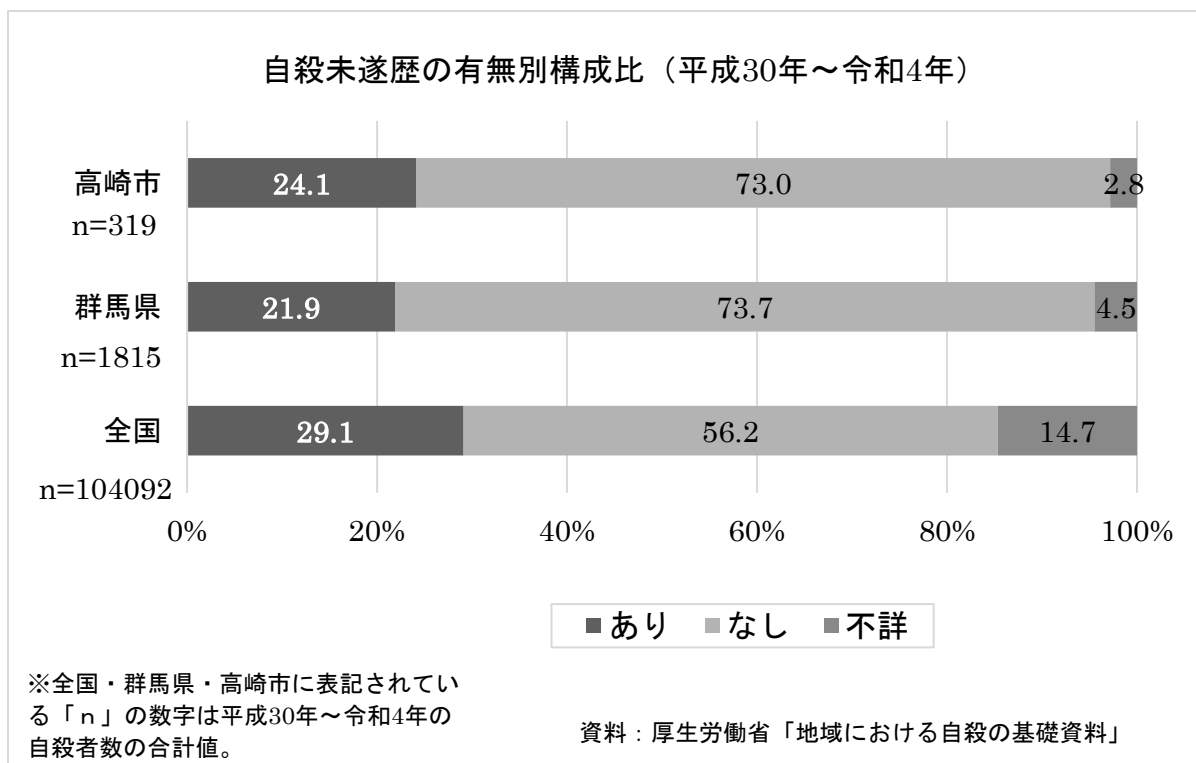


高崎市の女性は、令和3年から令和4にかけて「家庭問題」、「経済・生活問題」、「勤務問題」が増加し、令和4年は、「健康問題」、「家庭問題」の割合が高くなっています。



(11) 自殺未遂歴の有無別自殺者構成比

高崎市は、未遂歴「あり」の割合が、全国に比べて低く、群馬県に比べて高くなっています。



(12) 全国の児童・生徒等の自殺者数の推移

全国の小中高生の自殺者数は、増加傾向にあります。この図では令和3年までの統計が示されていますが、令和4年の児童生徒の自殺者数は514人で過去最多となっています。このうち、高校生が自殺者数の68.9%を占めて最も多くなっています。

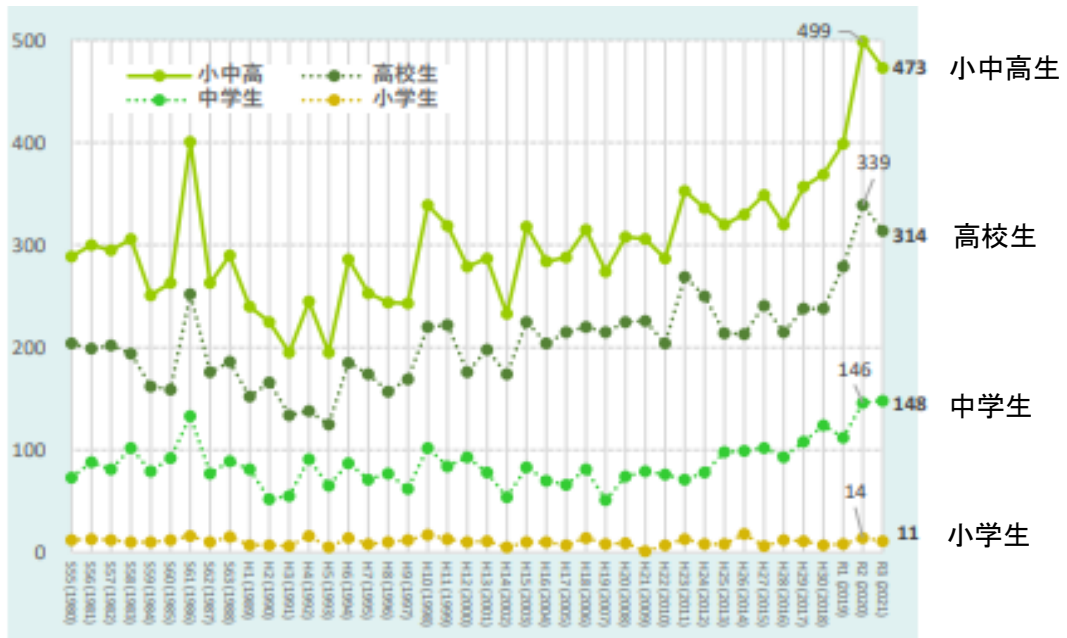
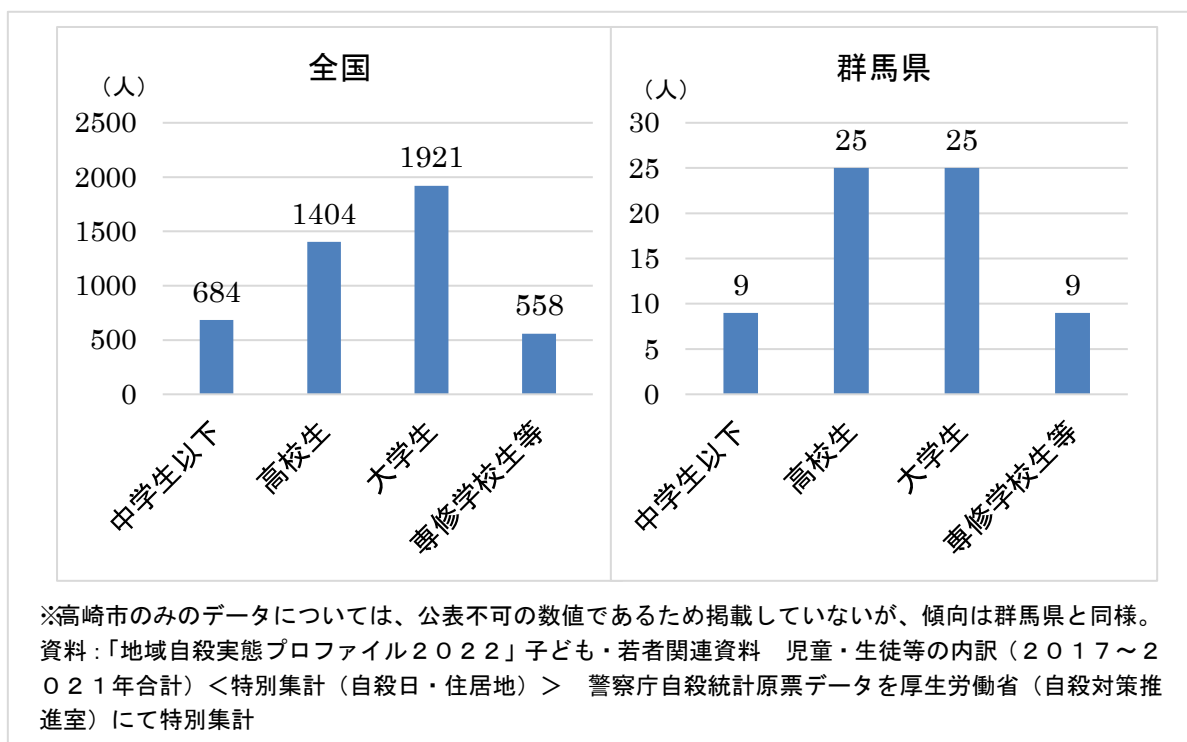


図3：小・中・高生の自殺者数の推移 「自殺総合対策大綱」のポイント
(参考) 資料より抜粋 (警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成)

全国・群馬県における児童・生徒等の自殺者数の内訳をみると、全国では、大学生が最も多く、群馬県は、高校生と大学生の自殺者数が同数となっています。



II-2 地域自殺実態プロファイルからみた特徴

「地域自殺実態プロファイル」は、厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センターが警察庁の自殺統計データを集計し、地域の自殺実態の把握と事業計画等への反映を目指して、各自治体に提供しているものです。

「地域自殺実態プロファイル2022」では、4つの属性（性別、年代、職業、同居の有無）をもとにクロス集計を行った結果、高崎市において自殺で亡くなる人の割合が高い特性上位5区分は、下表のとおりと示されました。

加えて、地域の特性を踏まえて優先的に取り組むことが推奨される対象群が「重点パッケージ」として示されています。上記のうち上位3区分をもとに、「背景にある主な自殺の危機経路」をふまえて決定されているもので、高崎市は、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」の3つとなっています。

【地域の主な自殺者の特徴】

自殺者の特性 上位5分		自殺者数 5年計※1	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の 危機経路※2
1位	男性40～59歳 有職同居	35	11.1%	17.3	配置転換→過労→職場の 人間関係の悩み+仕事の 失敗 →うつ状態→自殺
2位	男性60歳以上 無職同居	34	10.8%	26.8	失業（退職）→生活苦+ 介護の悩み（疲れ）+身 体疾患→自殺
3位	女性60歳以上 無職同居	26	8.3%	12.5	身体疾患→病苦→うつ状 態→自殺
4位	男性60歳以上 無職独居	22	7.0%	85.0	失業（退職）+死別・離 別→うつ状態→将来生活 への悲観→自殺
5位	男性20～39歳 有職同居	22	7.0%	18.8	職場の人間関係/仕事の 悩み(ブラック企業)→パ ワハラ+過労→うつ状態 →自殺

※1 「自殺者数5年計」とは、2017～2021年（平成29年～令和3年）の自殺者数の合計（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・居住地）より集計）。

高崎市では、314人（うち男性217人、女性100人）

※2 「背景にある主な自殺の危機経路」は、NPO法人ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別にみて代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものでないことに留意。

【参考1：自殺の危機経路(自殺に至るプロセス)】

下図は、NPO法人ライフリンクが行った自殺の実態調査から見てきた「自殺の危機経路(自殺に至るプロセス)」です。自殺で亡くなった人は、平均して4つの悩みや課題「危機要因」を抱え、それらが連鎖して自殺に追い込まれていったことがわかっています。図の中の丸の大きさは、その要因が抱えていた頻度が高いこと、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の関係の強さを表しています。

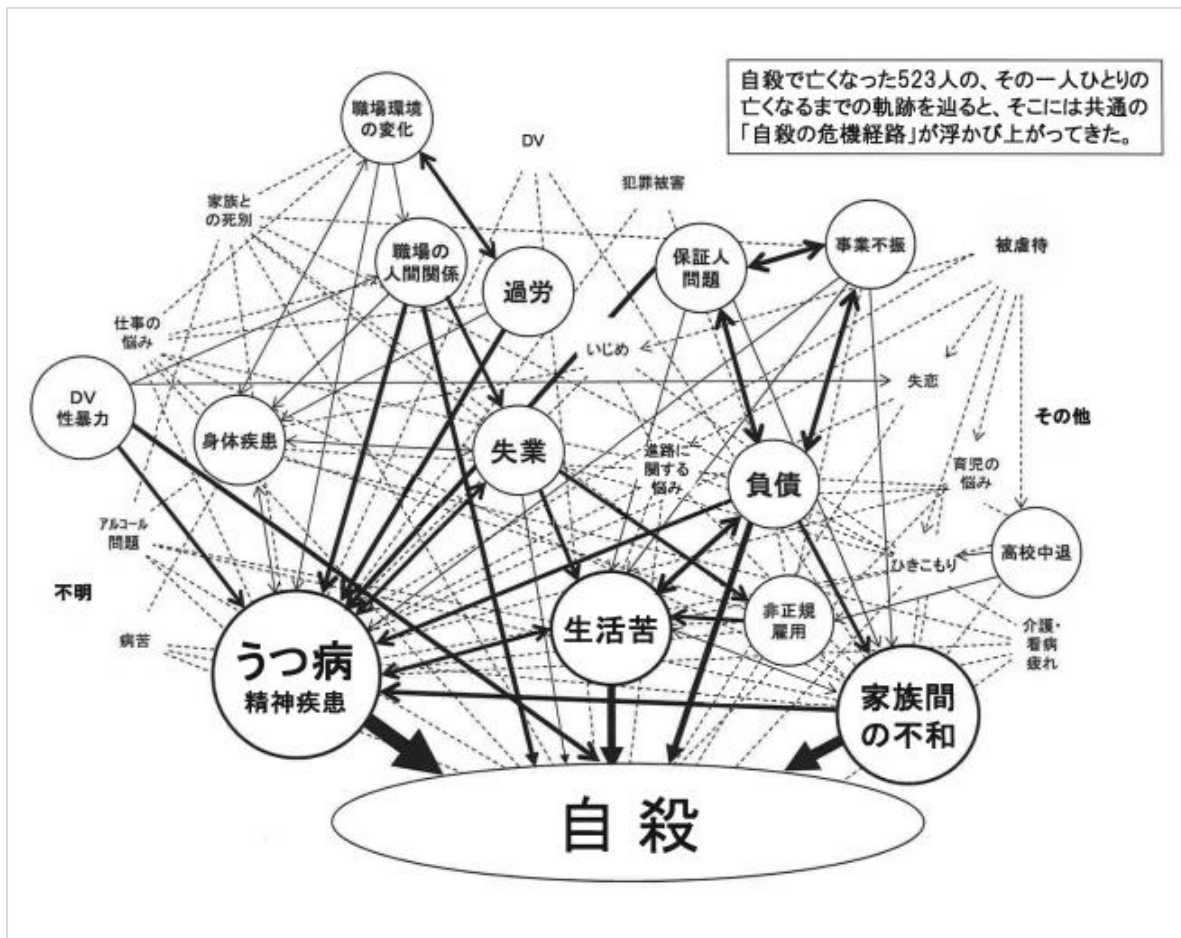


図4：自殺の危機経路(自殺に至るプロセス)「自殺実態白書2013」より抜粋 (NPO法人ライフリンク作成)

【参考2：高崎市の現状把握・分析に用いた自殺関連統計について】

本計画では、高崎市の自殺の現状把握・分析を行うため、関連する各種統計の数値を用いて図表を作成しています。詳細は以下のとおりです。

1. 「自殺統計」と「人口動態統計」の違い

①「自殺統計」：日本における日本人及び日本における外国人の自殺者数としている。警察庁の自殺統計原票を集計したものであり、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

②「人口動態統計」：日本における日本人のみの自殺者数としている。市区町村で作成された人口動態調査票を厚生労働省で収集し集計したもの。自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは原因不明の死亡等で処理しており、後日原因が判明し、死亡診断書等の作成者から自殺の旨訂正報告があった場合には、遡って自殺に計上している。

2. 「地域における自殺の基礎資料」

警察庁が取りまとめた「自殺統計」をもとに、厚生労働省が作成している資料で、都道府県や市区町村別の詳細な数値がわかる。複数の集計パターンがある中で、本計画の図表の作成に用いたのは、「自殺日」・「住居地」のデータとなっている。

3. 「自殺実態白書2013」

NPO法人ライフリンクが、自殺で亡くなられた方とその遺族について大規模な聞き取り調査を実施した結果の報告書。この調査結果は、政府や自治体などの自殺対策における重要なエビデンスとなっている。

4. 「地域自殺実態プロフィール」

各自治体の自殺の実態をまとめたデータで、一般社団法人「いのち支える自殺対策推進センター」が作成している。同センターは、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」（令和元年法律第32号）第4条に基づき調査研究等を行う、厚生労働大臣指定調査研究等法人である。

※図表で「%」と表記されている数値は、それぞれの割合を小数点第2位で四捨五入して算出しているため、すべての割合を合計しても100%にならないことがあります。

Ⅲ これまでの取り組み

Ⅲ-1 基本施策別の取り組み

前期計画では、4つの基本施策を位置づけて事業を実施しました。具体的な取り組みについては、自殺対策の主な所管課である障害福祉課を中心にまとめています。

(1) 地域におけるネットワークの強化

障害福祉課では、高崎市自殺対策庁内連絡会議、高崎地域自殺対策ネットワーク会議を毎年開催し、高崎市の現状や情報共有、意見交換を行いました。様々な課題を抱えたハイリスク者を把握するための活動や、その支援のための多職種連携、各団体の分野の専門性を活かした相談事業等の取り組みを共有したほか、現場で活動する支援者の人材確保とその育成、支援者のメンタルヘルス対策の重要性等、課題も共有しました。

また、「第2次健康増進計画」では「こころの健康づくりの推進」を基本施策に位置付けており、うつや自殺予防についての理解促進・予防行動の実践について取り組みを共有しました。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、事業の実施に大きな影響を与え、当初の計画が実行できなかった事業もありましたが、社会・経済状況が悪化する中、困難を抱えた人を必要な支援につなげるために、各分野で人材の育成に努めました。

職員を対象に、人権研修やメンタルヘルス・マネジメント研修、窓口対応力向上研修を実施しました。また、市民を対象とした活動としては、お互いを気にかけて、いつもと違う様子に気づいたときに必要に応じて専門家につなぐことができるよう、その知識と技術の向上を目指し、講演会や出前講座を開催しました。

(3) 市民への周知と啓発

上記(2)同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、事業の実施に大きな影響を与えました。当初の計画が実行できず、中止や延期を余儀なくされた事業がありましたが、感染症の流行状況やテーマに合わせ、オンラインを活用した新たな実施方法を取り入れる等、方法を見直して行った事業もありました。

障害福祉課では、市民を対象とした「こころの健康づくり・自殺対策講演会」を企画し、うつ病や依存症といった精神疾患や発達障害、ひきこもり、若者のメンタルヘルスといったこころの健康について、様々な角度から学ぶことができる各種講演会を毎年開催しました。

(4) 生きることの促進要因への支援

従来から高崎市が行ってきた様々な事業について、事業本来の目的に加えて自殺対策の視点も持って取り組むことができるよう、日々の暮らしを支え、生きることを促進することが期待できるものとして、この施策に位置付けて実施しました。

「生きることの促進要因」とは、将来の夢、やりがい・生きがい、人とのつながり、仕事、趣味、地域や社会に対する信頼感などをいい、「生きることの阻害要因」とは、生活困窮や多重債務、失業やいじめ、虐待などをいい、その他に、誤解や偏見といった、人と人との間に起こる関係性の問題も含まれます。妊娠・出産の時期から高齢期までのすべてのライフステージに対応し、子育て、税金、生活困窮、暴力、障害、難病、介護等、各分野において、ほぼ計画通り相談や支援を実施することができました。

また、先進的な取り組みとして、さまざまな世代が安心して毎日の生活を送ることができるような支援体制を目指し、全国でも類を見ない支援策を展開してきました。6つのSOSサービス「介護SOSサービス」、「高齢者ごみ出しSOS」、「高齢者力しごとSOSサービス」や「高齢者世帯買い物SOSサービス」、「高崎市子育てSOSサービス」「ヤングケアラーSOSサービス」を創設し、障害者本人やその家族等がワンストップで相談できる場所「障害者支援SOSセンターばる〜ん」を設置しました。

Ⅲ-2 重点施策別の取り組み

前期計画では、3つの重点施策（「高齢者」、「生活困窮者」、「こども」）を位置づけて事業を実施しました。各分野の現状について、前期計画策定時と比較しており、「前期計画」として示した数値は、すべて平成21年～29年の統計値を用いています。

(1) 高齢者の自殺対策

高崎市では、コロナ禍以降70歳代や80歳以上の自殺者数は増加傾向にあり、過去5年間（平成30年～令和4年）の自殺者数319人のうち、60歳以上の自殺者数は39.2%を占め、前期計画で示した38.3%より高くなっています。

高齢者は、加齢に伴う身体機能の低下や認知機能の低下、配偶者を含め親族や友人といった身近な人との死別、退職などによる社会的役割の喪失、経済不安等が慢性的なストレスとなり、抑うつ状態になりやすいといわれています。加齢によるものだといった思い込みから、本人も周囲も心身の不調に気づきにくいということもいわれています。また、高齢者のみの世帯が増加する中、老々介護など介護に関する悩みによって心身ともに疲弊し、将来の生活を悲観して自殺に至る場合があるため、介護者を含めた支援が重要になります。

加えて、コロナ禍においては、様々な活動や行事が制限され、地域との交流の機会が減少したことから、閉じこもりや孤立を防ぐ取り組みがより一層求められています。

（２）生活困窮者の自殺対策

高崎市における過去５年間（平成３０年～令和４年）の自殺者数３１９人のうち、原因・動機別自殺者構成比で、「健康課題」の次に高い割合を占めていたのが「経済・生活問題」の１２.７％で、「勤務問題」は６.１％でした。前期計画で示した「経済・生活問題」の割合は１７.４％、「勤務問題」は６.３％であり、いずれも低下していません。

この問題の背景には、失業、多重債務、家族関係の悪化や孤立、障害や疾病等、多様で広範な問題を複合的に抱えていることが少なくありません。困窮状態に至るまでの経験から、「人に頼ることが苦手」、「悩み・困りごとを相談できない」、「人が信頼できない」といった関係性の貧困にもつながることがあります。長期にわたって生活困窮状態から抜け出せず、孤立し、精神的に追い詰められた結果、抑うつ状態になって自殺に至ることが考えられます。

より深刻化する前に支援につなげるため、背景にある問題の把握やその緊急性の判断、問題解決のために必要な機関との連携した支援が求められます。

（３）こどもの自殺対策

「こども」は、前期計画策定時の「地域自殺実態プロファイル２０１７」では重点パッケージに含まれていない対象群でしたが、これまで全国的に様々な自殺対策の取り組みが行われているにもかかわらず、若年層の自殺者数の推移が、全国と同様に高崎市においても横ばいであったことや、こどもの自殺が周囲や社会に与える影響の大きさを考慮し、対策が必要と考え、重点施策のひとつに位置づけていました。

高崎市における過去５年間（平成３０年～令和４年）の職業別自殺者構成比をみると、「学生・生徒等」は６.０％で、前期計画で示した４.０％より高くなっています。割合が高くなっている傾向は、全国・群馬県も同様です。

いじめ、貧困や虐待、ヤングケアラーの問題等は、将来のメンタルヘルスに影響するものであり、自殺リスクの低減に向けた様々な取り組みが求められます。「ＳＯＳの出し方に関する教育（困難やストレスに直面した際に、身近な大人に助けを求めることができるようにする）」プログラムの推進や相談支援体制の充実、一人ひとりのこどもの環境に合わせた支援の提供が、今後も重要であると考えます。

IV 計画の基本的な考え方

IV-1 基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」であるといわれています。自殺対策は、「生きることの阻害要因（自殺のリスクとなる要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことであるという前提に基づき、総合的な取り組みを推進していきます。

基本理念

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現

IV-2 基本方針

自殺の現状と、自殺総合対策大綱で国が示した以下の6つの基本方針に沿って、各種取り組みを推進していきます。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

自殺のリスクは、「生きることの促進要因」（自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等）よりも「生きることの阻害要因」（失業や多重債務、生活苦等）が上回ったときに高まります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、様々な分野の取り組みを総動員し、「生きることの包括的な支援」を推進します。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺の背景には様々な社会的要因があり、自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的視点を含む包括的な取り組みが重要になります。そのためには様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があるため、一人ひとりが自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、支援にあたります。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、以下の3つのレベルの有機的連動により推進します。個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、様々な問題を複合的に抱える人に対し、包括的支援を行うために関係機関等が連携する「地域連携のレベル」、法律、大綱等の枠組みの整備や修正を行う「社会制度のレベル」の3つ

です。また、自殺の危険が低い段階における「事前対応」から、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等の「事後対応」まで、各段階において施策を講じます。

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれ危機に陥った人の心情や背景への理解を深め、“危機に陥った場合は誰かに助けを求めることが適当である”ということが地域全体の共通認識となるよう啓発を行います。また、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、専門家につなげ見守る等の対応を学ぶ広報活動・教育活動等に取り組みます。

(5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にし、共有した上で、相互に連携・協働する仕組みを構築することが重要です。行政における庁内連携のみならず、地域の関係団体の相談窓口や支援機関とのネットワークの強化に取り組みます。

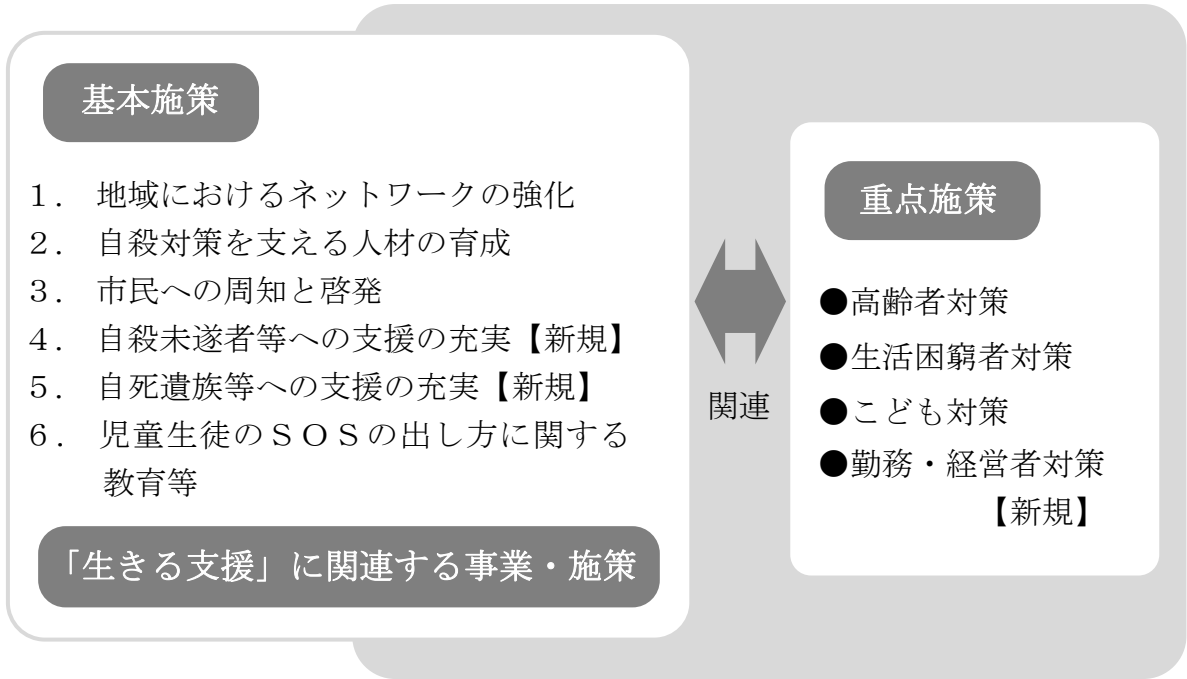
(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者だけでなく、親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、不当に侵害することがないよう認識し、自殺対策に取り組みます。

IV-3 施策の体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」ですべての市町村が取り組むべきとしている6つの基本施策と、その他の事業をまとめた、「生きる支援」に関連する事業・施策から構成されています。後者の「生きる支援」に関連する事業・施策は、高崎市において行われている様々な事業の中から、「生きる支援」に関連する事業を洗い出し、自殺対策の視点を持って取り組むために位置づけられた施策群です。

また、高崎市の現状と、地域自殺実態プロファイルで示された「重点パッケージ」を踏まえて、優先的に取り組むことが推奨される対象群として「高齢者」、「生活困窮者」、「こども」、「勤務・経営者」を重点施策に位置づけます。上記の基本施策、「生きる支援」に関連する事業・施策との関連については、次章「V いのち支える自殺対策の取り組み」において表で示します。



※【新規】：前期計画にはなく、第2次計画で新たに位置づけた項目。

IV-4 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の背景には様々な社会的要因が複雑に絡み合っており存在しています。迅速な課題解決に向けた、多機関・多職種による連携は不可欠であるため、行政や関係機関の専門家、市民を含めた、ネットワークの強化に取り組みます。

各種連絡会議の開催のみならず、地域や自殺対策の現場で、個々人の問題解決に取り組む相談支援等の実践についても、具体的な連携を図る機会とし、「対人支援のレベル」と「地域連携のレベル」を連動させて取り組みを進めます。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人が、心理的に追い込まれて自殺に至る前に、私たち一人ひとりにできることは、自分の周りにはいるかもしれない、自殺を考えている人の“いつもと違う”様子に早い段階で「気づく」ことです。そして、相手に寄り添って話を聴き、必要に応じて専門家の支援に「つなぐ」、その後も「見守る」という一連の行動が、自殺の危機にある人の命を救うことにつながります。この知識と技術を身につけるため、人材育成の方策を充実させていく必要があります。学校、職域など、各々の立場や役割、現状に応じて研修を企画し、実施していきます。

また、相談者に寄り添った継続的な支援を実施するため、支援者のメンタルヘルス対策にも取り組みます。

(3) 市民への周知と啓発

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」ですが、その心情や背景が十分理解されにくい現実があります。そうした心情や背景、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者になり得る重大な問題であることについて、理解を深める必要があります。“命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切である”ということが社会全体の共通認識となるよう、各種相談窓口の周知とともに啓発に取り組みます。

一方で、危機に陥ったときに、当事者は自分の状態を客観的に把握できず、援助を求めることが難しい場合があります。前述のとおり、自殺を考えている人に「気づく」力を高める等、地域の中で一人ひとりが担える役割等について、意識が共有されるよう教育活動、広報活動を行っていきます。

(4) 自殺未遂者等への支援の充実

過去の自殺未遂歴は、自殺の最大の予測因子であり、自殺未遂者の再企図防止は、自殺予防のための優先課題の一つです。自殺予防のためには、自殺未遂者の自殺の危険因子について把握し、生きることの促進要因を増やす支援を行っていくことが必要です。警察で保護された事例や救急搬送になった事例について、個人情報 の適切な取り扱いのもと、関係機関が連携し、継続的な医療支援や、自殺未遂者が抱える様々な社会的問題への重層的支援、家族も含めた包括的な支援に取り組みます。

(5) 自死遺族等への支援の充実

自殺対策基本法では、自殺者の親族等の支援の充実を図ることが掲げられています。社会の偏見による自死遺族の孤立の防止や、悲嘆からの回復の支援が重要であることから、身近な行政として、適切な相談先や交流の場について情報提供を行っていきます。

(6) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育等

社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に着けるための「SOSの出し方に関する教育」を推進し、不登校やいじめの問題への対策に取り組み、家庭・地域・学校と連携しながら、こどもへの支援を充実させていきます。

IV-5 「生きる支援」に関連する事業・施策

自殺対策は、「IV-2 基本方針」(1)に記載したとおり、「生きることの包括的な支援」として推進するものです。個人においても社会においても、「生きることの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

「生きることの阻害要因」を減らす取り組みと、「生きることの促進要因」を増やす取

り組みをこの施策に位置づけ、医療や福祉に限定しない、あらゆる分野の事業を総動員して取り組みます。

IV-6 重点施策

(1) 高齢者の自殺対策

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、閉じこもりや孤立の予防は、介護予防の観点からも重要な取り組みになります。いつまでも安心して暮らせるよう、高齢者一人ひとりの日々の生活に寄り添った支援を展開していくことが求められています。地域包括ケアシステム構築の推進拠点として位置付けている高齢者あんしんセンターを中心に、課題の早期発見と生活に密着した迅速な支援、居場所づくりといった地域で支え合うネットワークの強化に取り組んでいきます。

(2) 生活困窮者の自殺対策

生活困窮者は、様々な問題を複合的に抱えており、自殺リスクの高い状態にあることを認識した上で、当事者と支援者との信頼関係を構築し、「生きることの包括的な支援」の視点から、庁内のみならず、庁外の関係機関を含めた多分野の緊密な連携のもと、支援を実施していきます。生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業や、生活保護制度に基づく取り組みと併せて、生活困窮状態からの脱却及び生活基盤の安定、行政や地域等の支援者による継続的支援から、自立を目指して取り組んでいきます。

(3) こどもの自殺対策

思春期・青年期は自我を育む年代であると同時に、精神疾患の発症が多い年代であるため、こころの健康は重要なテーマです。現状では、依然として若年層の死因に占める自殺の割合は高く、周囲へ大きな影響を与えることから、その対策は急務となっています。こどもは、不安や悩みがあっても自分では気づかないことや、助けを求められないことがあるため、家庭・地域・学校が連携しながら、支援を充実させていきます。

(4) 勤務・経営者の自殺対策

高崎市における過去5年間（平成30年～令和4年）の自殺者数319人のうち、「有職者」の割合は37.0%と高い状態であることから、本計画で新たに重点施策として位置づけています。

「有職者」の自殺の背景には、長時間労働だけでなく、転勤などの配置転換、職場での人間関係やパワーハラスメント等、様々な問題が存在します。これらはこころの健康に大きな影響を与えるだけでなく、問題が悪化することで、家族関係の悪化、借金等、自殺リスクが高まることが考えられます。また、働き盛りの世代において、ス

トレスや生活習慣の乱れは将来の生活習慣病のリスクにもなり得ます。心身ともに健康で働き続けるために、関係機関と連携を図りながら、職場環境の整備や相談支援体制の充実に取り組めます。

V いのち支える自殺対策の取り組み

(表中の「事業名」にある【新】の表示は、本計画で新たに位置付けた事業です。)

基本施策（1）地域におけるネットワークの強化

	事業名	事業概要	所管課	重点施策			
				高齢者	困窮者	こども	勤務・経営
1	地域福祉計画の推進	地域福祉計画が目指す「地域の支えあい、助け合いによる共生社会の実現」に向け、市民と行政が協働し、早期発見のためのネットワークづくりや、庁内連絡体制の構築に努める。	社会福祉課	●	●	●	●
2	介護保険運営協議会	介護保険被保険者の代表をはじめ、保健・医療・福祉分野における学識経験者、介護サービスの従事者、公募市民等により構成され、介護保険の適正な運営を推進する。	長寿社会課	●			
3	地域ケア会議	高齢者の支援の充実、介護支援専門員のケアマネジメント実践力の向上、地域課題の解決等を図る。	長寿社会課	●			
4	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられることができるよう関係機関の連携を推進する。	長寿社会課	●			
5	青少年対策	青少年問題協議会の活動を通じ、次世代を担う青少年の健全育成を地域全体で推進する。	防犯・青少年課			●	
6	障害者支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等の関係機関とのネットワークの構築を図る。	障害福祉課				
7	高崎地域自殺対策ネットワーク会議	行政や関係機関、団体が相互に連携し、情報交換、情報の共有化を図り総合的かつ効果的な自殺対策を推進する。	障害福祉課				
8	自殺対策庁内連絡会議	自殺対策に資する事業や各種相談窓口についての情報共有、意見交換を行い、自殺対策を全庁的に推進する。	障害福祉課				
9	教職員研修	教職員のメンタルヘルスに関連する研修を行う。	教育センター				●
10	食生活改善推進員養成講座	食生活改善推進員の養成を通じ、地域住民の食生活の改善を図ることにより、生活習慣病等の予防と健康寿命の延伸を図る。	健康課				●

基本施策（２）自殺対策を支える人材の育成

	事業名	事業概要	所管課	重点施策			
				高齢者	困窮者	こども	勤務・経営
1 1	地域福祉計画の推進	地域における住民の主體的な課題解決の力を高めるとともに、自殺に関しての知識と理解を深め、自殺の恐れのある人を見過ごさずに関係機関につなぐという意識の醸成を図る。	社会福祉課	●	●		●
1 2	認知症サポーター養成講座	認知症の正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指す。	長寿社会課	●			
1 3	介護予防サポーター養成・活動事業	地域住民を対象とした介護予防サポーター養成講座を開催し、地域で介護予防を推進する人材の育成と体制づくりを図る。	長寿社会課	●			
1 4	オレンジサポーター養成・活動事業	オレンジサポーターの養成を行い、サポーターが、認知症と思われる人の見守りや家族への支援等を行い、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進する。	長寿社会課	●			
1 5	保健師人材育成推進事業	幅広く市民に接する機会の多い保健師に、経験年数に応じた段階的な研修等を行い、相談対応力や問題解決能力等の向上を図る。	保健医療総務課	●	●	●	●
1 6	救急救命士養成・研修及びメディカルコントロール体制の推進事業	人材育成に取り組む。 ・救急救命士や救急資格者の養成 ・救急救命士の救急業務高度化教育の実施 ・地域メディカルコントロール協議会の開催 ・事後検証体制の充実推進	消防局救急課	●	●		●
1 7	職員向け研修会	職員に対し、障害に対する理解を深める研修を実施し、窓口等での対応能力の向上を図る。	障害福祉課				●
1 8	障害者基幹相談支援センター事業	相談支援事業者への助言・指導、困難事例の対応支援や関係機関との連絡調整、その他障害者の権利擁護に係る支援等を行い、地域の相談支援体制の強化を図る。	障害福祉課				
1 9	職員メンタルヘルス推進事業	職員のストレスチェックや産業医等による面談を実施するとともに、メンタルヘルス等の研修を実施する。	職員課				●
2 0	教職員ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、教職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	健康教育課				●

基本施策（３）市民への周知と啓発

	事業名	事業概要	所管課	重点施策			
				高齢者	困窮者	子ども	勤務・経営
21	行政の情報提供に関する事務 (広報等による情報発信)	<ul style="list-style-type: none"> 行政情報や生活情報の掲載充実 市ホームページ等による情報発信 新聞各社/テレビ/ラジオでの情報伝達 広報番組等の作成 広報誌等の編集発行 点字広報、声の広報の発行 定例記者会見の実施 各種 SNS による情報発信 	広報課	●	●	●	●
22	市民便利帳の発行	行政のしくみや、市役所における各種手続き方法・助成制度等の情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できる市民ガイドブックを発行する。	広報課	●	●	●	●
23	P T A活動の支援・育成に関する事務	P T Aに対するセミナーや研修会を実施する。	社会教育課			●	
24	発達障害に関する普及啓発事業	発達障害に関する講演会や啓発活動を通じて、多くの人に発達障害の特性を理解してもらい、子どもたちがのびのびと安心して生活できる地域づくりを目指す。	こども発達支援センター			●	●
25	総合福祉センターまつり	障害者センター、シルバーセンター、児童センターの連携により、世代及び障害の有無を超えた市民の交流を図る。	社会福祉課	●	●	●	●
26	人権啓発事業	人権意識を高めるための周知啓発を行う。	人権男女共同参画課	●	●	●	●
27	D V対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> D V対策関係機関連絡会議の開催 デートDV防止リーフレットやカードサイズDVリーフレットの配布 パープルリボンキャンペーン（女性に対する暴力をなくす運動） 	人権男女共同参画課				
28	食育・健康フェスタ	食生活の改善と生活習慣病予防に向けて、行政・団体・企業等が連携してイベントを実施する。	健康課	●	●	●	
29	こころの健康づくり・自殺対策講演会	市民向け講演会（うつ病、自殺予防、大人の発達障害、依存症等）を実施し、周知・啓発を図る。	障害福祉課	●	●	●	●

	事業名	事業概要	所管課	重点施策			
				高齢者	困窮者	子ども	勤務・経営
30	障害者差別解消推進事業	障害を理由とする差別の解消を推進するため、相談窓口を設置し、市民や民間事業者等に対し、周知・啓発を図る。	障害福祉課	●	●	●	●
31	消費生活相談事業・消費者啓発事業	相談者が抱えている消費生活に関する問題（契約トラブルや多重債務等）の解決を目指し、助言や情報提供を行う。また、未然防止のため、消費者への教育・啓発を行う。	市民生活課				
32	「障害福祉制度のあんない」作成	障害者(児)が適切なサービスを利用し、日常生活や社会生活を支障なく送ることができるよう、障害福祉制度の概要や手続方法等を紹介するガイドブックを作成し、配布する。	障害福祉課				
33	出前講座【新】	こころの健康に関する講座や、身近な人のこころのSOSに気づいたときの対応について学ぶ講座を実施する。	障害福祉課				
34	自殺予防週間・自殺対策強化月間の啓発活動【新】	自殺予防週間（9/10～9/16）と群馬県自殺予防月間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に合わせ、各種相談窓口の周知等、啓発活動を実施する。	障害福祉課				

基本施策（4）自殺未遂者等への支援の充実

	事業名	事業概要	所管課	重点施策			
				高齢者	困窮者	子ども	勤務・経営
35	救急救命士養成・研修及びメディカルコントロール体制の推進事業	自殺企図のある市民を救急出動後、関係課・関係機関と連携し、支援につなげる。	消防局救急課	●	●	●	●
36	自殺企図者相談支援事業【新】	群馬県警察本部が把握した自殺企図者に関する情報を受け、自殺の原因や動機となる悩みに応じ、再度の自殺企図を防ぐための相談支援を行う。	障害福祉課				

基本施策（５）自死遺族等への支援の充実

	事業名	事業概要	所管課	重点施策			
				高齢者	困窮者	こども	勤務・経営
37	自死遺族支援事業【新】	家族等の大切な人を自死で亡くした方の悲嘆からの回復を支援するため、群馬県自殺対策推進センターで実施している自死遺族相談や自死遺族交流会を周知する。	障害福祉課				

基本施策（６）児童生徒のSOSの出し方に関する教育等

	事業名	事業概要	所管課	重点施策			
				高齢者	困窮者	こども	勤務・経営
38	不登校問題対策	児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの活用等、多様な支援方法で、スクールソーシャルワーカーによる課題解決への対応を図る。	学校教育課			●	
39	いじめ問題対策	いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発防止を図る。 ・いじめ防止こども会議の開催 ・中学生リーダー研修会の開催 ・いじめ防止基本方針の点検と見直し(各校) ・個別支援の実施 等	学校教育課			●	
40	教育相談（いじめ・SNSを含む）	教育相談員がこどもの教育上の悩みや心配事に関する相談を面談で対応する。（仕事の都合等で来所不可の場合には電話で対応）	教育センター			●	
41	青少年補導センター事業	青少年の健全育成を図るため、街頭補導事業や電話相談を実施する。	防犯・青少年課			●	
42	SOSの出し方に関する教育【新】	SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育について、教育委員会等関係部署にて周知を行い、学校と連携して実施する。	障害福祉課			●	

「生きる支援」に関連する事業・施策

	事業名	事業概要	所管課	重点施策			
				高齢者	困窮者	こども	勤務・経営
43	障害者支援SOSセンター	障害の有無に拘わらず、相談先が分からない方の不安や心配、悩みをワンストップで受け付け、関係部署や関係機関へつなぎ、真に必要な適切な支援を図る。	障害福祉課	●	●	●	●
44	難病患者地域支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養支援計画の策定・評価 ・訪問相談を行う職員の研修実施 ・相談会等の開催 ・訪問相談指導の実施 ・特定疾患医療受給者証交付事務 ・難病対策地域協議会の開催 	保健予防課	●			
45	こども・子育て支援事業計画の推進	こども・子育て支援事業計画の推進を図る。	こども家庭課			●	●
46	就学援助及び特別支援学級就学奨励補助	経済的理由により就学困難な児童・生徒に給食費や学用品等を補助する。また、特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費を補助する。	教職員課			●	
47	被災児童生徒就学援助事業	被災の理由により就学が困難な児童・生徒に対し、給食費や学用品費を援助する。	教職員課			●	
48	母子健康手帳交付等	母子健康手帳交付や妊婦健康診査の機会を通じ、支援が必要な妊婦を早期発見し、相談や指導を行う。	健康課				●
49	乳幼児家庭全戸訪問	母子等保健推進員が乳児家庭全戸訪問と1歳児訪問を実施し、要支援母子の把握や相談に応じる。	健康課				●
50	母子保健訪問指導	助産師が妊産婦・乳幼児訪問指導を通じ、要支援母子に対し相談・指導を行う。	健康課				●
51	重複頻回受診者保健指導	保健師が重複多受診者を対象に、被保険者の健康相談や適正受診等の保健指導を行う。	健康課				
52	はつらつ健診	健診を受診する機会のない19歳から39歳までの市民を対象に健診を実施する。(市民税非課税世帯・生活保護世帯の人は無料)	健康課				
53	こども相談	必要時に心理士によるこどもの発達に関する相談・助言指導を行う。	健康課			●	
54	母子保健子育て相談	保健師・助産師が、産後うつや育児ストレスに対する助言・指導を窓口や電話、訪問等により行う。	健康課				●

	事業名	事業概要	所管課	重点施策			
				高齢者	困窮者	こども	勤務・経営
55	母子保健びよびよ広場 及びおしゃべりルーム	未熟児の親の会としてのびよびよ広場及び乳児を持つ親の交流と相談ができる場としてのおしゃべりルーム（榛名・倉渕保健センター）を開催する。	健康課				●
56	母子保健乳幼児健康診査	個別健診、集団健診を通じ、乳幼児の発育・発達状態及び保護者の状態に応じて助言・指導を行う。	健康課				●
57	家庭児童相談及び情報提供・支援等	こどもと家庭に関する相談及び情報提供、必要時の家庭訪問等での支援や児童相談所等との連携を図る。	こども救援センター			●	
58	子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）事業	保護者の病気・出産・家族の介護・冠婚葬祭・就労等の理由により、家庭での子育てが一時的にできない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行い、児童及びその家族の福祉の向上を図る。	こども救援センター			●	
59	母子生活支援施設措置費	配偶者のいない母親（準ずる事情にある母親）と看護すべき児童を母子生活支援施設への入所を実施し、運営費を扶助することで、当該母子の自立促進のため支援を行う。	こども救援センター			●	
60	母子・父子自立支援員設置事業	母子・父子自立支援員が母子・父子家庭等の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行うことにより、生活の安定や児童福祉の増進を図る。	こども家庭課		●	●	●
61	女性相談事業	家庭や生活上の相談をはじめ、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談や保護を行う。	こども救援センター				
62	子育てなんでもセンター運営事業	子育て相談、就労相談、交流・プレイルーム、託児ルームの4つの機能を有す子育て支援の拠点施設として、子育てに関する様々な支援をワンストップで行う。	こども家庭課			●	●
63	子育てSOSサービス事業【新】	ヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行うことで、保護者の育児に関する精神的・肉体的な負担軽減を図り、保護者が安心して育児や日常生活が営めるようにする。	保育課				●

	事業名	事業概要	所管課	重点施策			
				高齢者	困窮者	子ども	勤務・経営
64	児童虐待防止対策	児童虐待防止対策の充実を図る。	こども救済センター			●	●
65	児童扶養手当支給	児童扶養手当を支給する。	こども家庭課		●	●	●
66	児童館運営事業	地域の子育て拠点として、児童に健全な遊びと児童間の異年齢交流や保護者の交流を促進する。	こども家庭課			●	●
67	こども発達支援センター相談事業	発達に不安や課題のあるこどもとその保護者等からの相談に応じ、子育ての不安の軽減を図るとともに、関係機関と連携しながら総合的に支援する。	こども発達支援センター			●	●
68	ヤングケアラーSOSサービス事業【新】	家事やきょうだいの世話、家族の介護等を日常的に担っている子ども「ヤングケアラー」に無料でサポーターを派遣し、負担の軽減を図る。	学校教育課			●	
69	固定資産税・軽自動車税の相談	税（固定資産税・軽自動車税）に関する相談を受付ける。	資産税課		●		
70	個人の市県民税の賦課及び減免	所得の申告や税額の相談時の状況把握を行い、相談者の状況に応じた税額の減免を行う。	市民税課		●		
71	民生委員・児童委員	地域住民の相談・支援等を行う。	社会福祉課	●	●	●	●
72	生活保護施行事務	就労支援・資産調査等、生活保護施行に関する事務を実施する。	社会福祉課		●		
73	生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助を給付する。	社会福祉課		●		
74	路上生活者支援	路上生活者に対し、自立に向けた支援を行う。	社会福祉課		●		
75	中国残留邦人等生活支援事業	世帯の収入が一定基準に満たない特定中国残留邦人等とその配偶者を対象に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	社会福祉課		●		
76	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者に対し、自立に向けた支援や生活相談等を実施し、生活の基盤整備を支援する。	社会福祉課		●		
77	発達障害に関する相談	発達障害のある方とその家族や支援者からの相談に対応する。	障害福祉課				
78	男女共同参画相談	男女の就労・社会参加・家庭や生活上の問題解決のための相談や、法律相談を実施する。	人権男女共同参画課				

	事業名	事業概要	所管課	重点施策			
				高齢者	困窮者	子ども	勤務・経営
79	人権相談	日常生活で起こる様々な人権問題について、人権擁護委員が相談に対応する。	人権男女共同参画課	●	●	●	●
80	配偶者暴力相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 相談(電話・面接)及び法律相談の実施 被害者の自立促進及び保護命令制度の利用等に関わる情報提供や支援の実施 緊急時における安全確保の実施 NPO法人等との連携による同行支援の実施 	人権男女共同参画課				
81	犯罪被害者等相談・支援	犯罪による被害者等からの相談・必要な支援を行う。	人権男女共同参画課	●	●	●	●
82	交通安全対策	交通事故に関する相談や助言等を行う。	地域交通課	●	●		●
83	ひとり暮らし高齢者等施策	民生委員によるひと声かけ運動対象者把握活動を行い、支援が必要な人の早期把握・早期対応に努める。	長寿社会課	●			
84	長寿センター運営	60歳以上の高齢者が生きがいを見出すきっかけの場を提供する。	長寿社会課	●			
85	高齢者等買い物支援事業	高齢者等の買い物困難者に対する支援を実施する。	長寿社会課	●			
86	養護老人ホーム入所措置	環境上の理由や経済的理由により自宅での生活が困難な65歳以上の高齢者の養護老人ホームへの措置入所を支援する。	長寿社会課	●			
87	介護SOSサービス	家族や介護者の介護負担の軽減と、介護が原因による離職の防止を目的とし、24時間対応専用ダイヤルでヘルパー派遣と宿泊先手配を行う。	長寿社会課	●			
88	高齢者配食サービス	自ら調理をすることが困難かつ食事について援助を受けられない高齢者で、低栄養の改善や見守りが必要な方に対し食事を配達する。なお、ケアプランに位置づけ支援が行われる。	長寿社会課	●			
89	高齢者の居場所運営事業	高齢者の自立を促進し、高齢者だけでなく住民全てが支え合う地域を目指し、支え合いの創出拠点となる居場所をつくることを推進するため、高齢者の居場所に対しその活動を支援する。	長寿社会課	●			

	事業名	事業概要	所管課	重点施策			
				高齢者	困窮者	こども	勤務・経営
90	生活支援体制整備事業	地域ごとの支え合いの創出や効果的な生活支援サービスの構築に向けた仕組みづくりについて検討を行い、市内全域で多様な生活支援サービスの構築に向けた協議体の取り組みをすすめている。	長寿社会課	●			
91	多重債務と納税相談	市民から納税や多重債務に関する相談に対応する。	納税課		●		
92	後期高齢者医療保険料の賦課・収納・減免	滞納者に対する納付勧奨や減免状況の把握を行う。	保険年金課	●			
93	難病患者見舞金給付事務	日常生活が困難な難病患者へ見舞金を支給する。	保健予防課	●	●		
94	高齢者等あんしん見守りシステム	「高齢者等あんしん見守りシステム」により人感センサーによる見守り、緊急通報装置による救急車手配など緊急時の対応、定期的な安否確認や高齢者の日常生活相談に応じ、日常生活の不安を解消するとともに離れて暮らす親族も含め安心した生活ができるよう支援を行う。	介護保険課	●			
95	高齢者への総合相談支援事業	高齢者に必要な支援を把握するため、高齢者あんしんセンターでの継続的な相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。	長寿社会課	●			
96	長寿会への活動助成	地域の長寿会の活動費の助成を行い、仲間づくりや健康づくりの支援を図る。	長寿社会課	●			
97	介護給付事務	各種介護給付を通じ、介護者の負担軽減や要介護者のQOL(※)の維持・向上を図る。	介護保険課	●			
98	要介護認定調査	要介護認定調査時に高齢者とその家族の悩みや介護保険等に関する総合的な相談に応じる。	介護保険課	●			
99	障害者救援システム	見守り等が必要な障害者(児)に障害者救援システム(GPS機器)を無償貸与し、日常的な見守り支援や所在不明時の早期発見を図る。	障害福祉課				
100	特別障害者手当・障害児福祉手当	日常生活が困難な重度の心身障害者(児)の経済的な助成のための手当を支給する。	障害福祉課				

※QOL: Quality of life/「生活の質」、「生命の質」等と訳され、その人にとっての「自分らしい生活」や「人間らしい生活」を指す。

	事業名	事業概要	所管課	重点施策			
				高齢者	困窮者	子ども	勤務・経営
101	在宅心身障害者介護手当	重度障害者(児)を介護する同居かつ同一生計の家族等に対し、慰労手当を支給する。	障害福祉課				
102	障害児支援事務	障害児福祉サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援等)の給付等に係る事務を行う。	障害福祉課				
103	介護給付、訓練等給付等事務	居宅介護・生活介護・施設入所・自立訓練・就労支援・共同生活援助等の介護給付や訓練給付等に係る事務を行う。	障害福祉課				
104	障害者就労・生活支援センター運営	障害者就労・生活支援センターにおいて、障害者の一般就労の機会の拡大や就労相談を行う。	障害福祉課				●
105	障害者虐待対応	障害者虐待に関する通報や相談に応じる。	障害福祉課				
106	一般相談支援事業	障害児(者)の福祉に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言、権利擁護のための援助等、障害者(児)が自立した日常生活や社会生活を送れるよう支援する。	障害福祉課				
107	精神障害者当事者のつどい	精神障害者へつどいの場を提供し、情報交換・意見交換・交流を図ることで、社会復帰や社会参加への支援につなげる。	障害福祉課				
108	精神障害者等の家族のつどい	こころの病を抱える人を支える家族や、ひきこもりの状態にある人を支える家族を対象に、つどいの場を提供し、情報交換・意見交換・交流を図る。	障害福祉課				
109	こころの健康相談	精神科医師による定期相談のほか、保健師が随時来所・電話により相談に応じることで、適切な医療及び支援につなげる。	障害福祉課				
110	手話通訳者及び要約筆記者派遣事業	聴覚障害者・中途失聴者・難聴者が意思疎通を図る上で必要となる手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、日常生活や社会生活における支援等を行う。	障害福祉課				
111	エイズ・性感染症相談	エイズや性感染症等に関する電話相談や検査を実施する。	保健予防課		●		●

	事業名	事業概要	所管課	重点施策			
				高齢者	困窮者	子ども	勤務・経営
112	小児慢性特定疾病医療費等特別助成事業【新】	小児慢性特定疾病医療費受給者を養育する家庭に対し、医療意見書の作成費用や通院費などを助成する。	保健予防課		●	●	●
113	各種がん検診等【新】	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者へ健康づくり受診券を発送して各種がん検診等を実施（70歳以上・市民税非課税世帯・生活保護世帯の人は無料） ・20歳の人に歯科健診カードを配布して健診を実施（無料） ・40歳以上の生活保護受給者等を対象に健診を実施（無料）。 	健康課				
114	患者支援【新】	<ul style="list-style-type: none"> ・がん治療等を受けた市民に対し、医療用ウィッグ等の購入費を一部補助。 ・がんで在宅療養をしている39歳以下の市民に対し、サービス費用を一部補助。 	健康課				
115	高齢者虐待対応【新】	高齢者虐待に関する通報や相談に応じる。	長寿社会課	●			
116	おとしよりぐるりんタクシー【新】	高齢化率が高い地域で、高齢者等の移動支援を行う。	長寿社会課	●			
117	高齢者力しごとSOSサービス【新】	高齢者等の安心安全な暮らしや生活の質の向上を目的に、困りごとのひとつである、重いものの移動や力のいる仕事等の支援を行う。	長寿社会課	●			
118	高齢者福祉なんでも相談センター(仮称)【新】	高齢者ご自身だけでなくそのご家族にも親しんでいただける、誰もが気兼ねなく、気軽に、簡単に相談できる相談体制を整える。	長寿社会課	●			
119	高齢者世帯買い物SOSサービス【新】	高齢者のみの世帯の人が、体調不良などにより買い物が困難になった際、電話での注文により食料品などを自宅まで配送するサービスを実施し、高齢者の負担軽減を図る。	保健医療総務課	●			

VI 自殺対策の推進体制等

VI-1 高崎市自殺対策連絡会議

高崎市自殺対策庁内連絡会議は、自殺対策に資する事業や各種相談窓口についての情報共有、意見交換を行い、自殺対策を全庁的に推進することを目的とし、平成24年度に設置し、概ね年1回開催しています。

【構成メンバー】

8部局18課で構成されています。社会情勢の著しい変化及び施策の効果に対する評価、計画の進捗状況等を踏まえ、必要と判断される場合には、適宜見直し・検討を行います。

部局	所 属
総務部	職員課
	広報課
財務部	納税課
市民部	市民生活課
	防犯・青少年課
	人権男女共同参画課
	保険年金課
福祉部	社会福祉課
	長寿社会課
	こども家庭課
	こども救援センター
保健医療部	保健医療総務課
	健康課
商工観光部	商産業政策課
高崎市等広域消防局	救急課
教育部	学校教育課
	社会教育課
事務局	障害福祉課

なお、高崎市における自殺対策の主たる所管部署は、次の点から福祉部障害福祉課としています。

- ・従前より「こころの健康」に関する事業を推進する部署であること。
- ・自殺に気持ちが傾いた人の多くが、うつ状態に陥るとされ、自殺願望のある人や自殺未遂者等の相談先として既に機能していること。
- ・福祉部門の中に位置付けられており、重点施策対象である生活困窮者をはじめ、こども・若者・高齢者を所管する部署と連携が図りやすいこと。

VI-2 高崎地域自殺対策ネットワーク会議

高崎地域自殺対策ネットワーク会議は、自殺対策基本法の理念に基づき、行政や関係機関、団体が相互に連携し、情報交換、情報の共有化を図り総合的かつ効果的な自殺対策を推進することを目的として、平成24年度に設置し、概ね年1回開催しています。

【構成メンバー】

医療・法律・労働・教育・学識・警察・保健福祉の7分野20団体から構成されています。

分野	所 属
医療	高崎市医師会
	高崎市薬剤師会
	高崎総合医療センター
法律	群馬弁護士会
	群馬司法書士会
	日本司法支援センター群馬地方事務所
労働	高崎労働基準監督署
	高崎商工会議所
	高崎公共職業安定所
	群馬県社会保険労務士会
教育	高崎市立小・中学校長会
	高崎市養護教諭会
	高崎市PTA連合会
学識	高崎健康福祉大学
警察	高崎警察署
	高崎北警察署
保健福祉	高崎市区長会
	高崎市民生委員児童委員協議会
	高崎市社会福祉協議会
	群馬いのちの電話
	西部児童相談所

VII 参考資料

VII-1 自殺対策基本法（法律第85号・平成18年6月21日）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生への危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言そ

の他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第3章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制

の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第16条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第18条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第19条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第20条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第21条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第22条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第23条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第24条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第25条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成18年政令第343号で平成18年10月28日から施行)

附 則 (平成27年9月11日法律第66号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第7条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この法律の施行の際現に第27条の規定による改正前の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第27条の規定による改正後の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成28年3月30日法律第11号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成28年4月1日から施行する。

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づき「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

- 現行：令和4年10月14日閣議決定
- 第3次：平成29年7月25日閣議決定
- 第2次：平成24年8月28日閣議決定
- 第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまた続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名譽及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遭われた人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用を検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事象について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死に検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体系の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
 - ・連携調整を担う人材の養成
 - ・かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
 - ・教職員に対する普及啓発
 - ・介護支援専門員等への研修
 - ・ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを豊かめるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連携性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
 - ・性的マイノリティの方等に対する支援の充実
 - ・関係機関等の連携に必要な情報共有
 - 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
 - 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
 - 自殺対策に関する国際協力の推進

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・相談スキルを学ぶる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 運された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを察し止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・子ども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務時間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援